

海上の森保全活用計画



海上の森

平成19年3月

愛知県

はじめに

平成18年4月1日、あいち海上の森条例が施行され、海上の森では新たな取組がスタートしました。

平成17年3月25日から半年間開催された愛知万博が成功裡に閉幕し、その後半年をかけて行われた瀬戸会場の撤去・改修工事も終了して、静けさを取り戻した海上の森に、愛知万博の理念と成果を継承し、海上の森を保全活用するための拠点となる「あいち海上の森センター」が、平成18年9月に開館しました。

愛知万博の原点と言われる海上の森における今日までの道のりは長く、多くの人々の想いが交錯し、様々な議論、幅広い検討がなされ、時には対立し、あるいは協調が生まれた経緯から、今日の姿になったのであります。

条例におきましては、愛知万博の計画段階から、更に、開幕中に体験し学んだ博覧会のテーマである「自然の叡智」を今後活かすため、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたり保全し、森林や里山に関する学習と交流の場として活用していくことをしっかりと位置づけております。

そして、海上の森での取組を進展させることにより、森林や里山を学ぶ多くの人々の実践から、人と自然が共生する持続可能な社会づくりの一つのモデルが生まれるものと確信するところであります。

今回策定した「海上の森保全活用計画」は、こうした視点から今後の海上の森の果たす役割や取組の内容をまとめたものであり、県では、これを基本として、県民の皆様を始め多様な主体との協働と連携を柱に、幅広い意見や提案を取り入れつつ、長期的な観点にたって、将来を展望した取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

県民の皆様におかれましても、この保全活用計画の趣旨に沿って、海上の森において自然や暮らしを考え、活動の輪、人の輪を広げていただき、人と自然の豊かな関係づくりに協働・連携して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

平成19年 3月

愛知県知事 神田 連 秋

目 次

第一章 保全活用計画の位置づけ

| | |
|-----------------|---|
| 1 保全活用計画の趣旨及び性格 | 1 |
| 2 保全活用計画の期間 | 1 |
| 3 保全活用計画の区域 | 1 |

第二章 海上の森の自然的・社会的条件

| | |
|--------------|---|
| 1 海上の森の自然環境 | 2 |
| （1）地形・地質 | 2 |
| （2）植物 | 2 |
| （3）動物 | 3 |
| 2 海上の森の社会的条件 | 4 |
| （1）地勢 | 4 |
| （2）歴史 | 4 |
| （3）交通 | 4 |
| （4）土地利用規制 | 4 |
| 3 地域区分 | 5 |
| （1）地域区分の考え方 | 5 |
| （2）地域区分と特性 | 5 |

第三章 海上の森の保全と活用のための基本的事項

| | |
|---------------------|---|
| 1 愛知万博記念の森としての保全 | 6 |
| 2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり | 6 |

第四章 海上の森の保全と活用のための取組の内容

| | |
|---------------------|----|
| 1 愛知万博記念の森としての保全 | 7 |
| （1）課題と取組の基本的方向 | 7 |
| （2）地域区分の事業展開 | 8 |
| （3）地域区分別の整備方針 | 8 |
| （4）自然環境の保全 | 12 |
| （5）森林の状況と整備方針 | 15 |
| （6）農地の整備方針 | 20 |
| 2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり | 21 |
| （1）課題と取組の基本的方向 | 21 |
| （2）体験学習の実施 | 22 |
| （3）人材の育成 | 23 |
| （4）県民始め多様な主体の参加の促進 | 25 |

| | | |
|---|--------------------|----|
| 3 | 海上の森の取組や成果の普及・情報発信 | 26 |
| 4 | 施設の整備と運営 | 26 |
| | (1) あいち海上の森センター本館 | 26 |
| | (2) 遊歩施設 | 28 |
| | (3) 里山サテライト | 29 |
| | (4) その他 | 30 |
| 5 | 運営協議会の設置 | 31 |

第五章 協働・連携の推進

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 県民参加組織との協働 | 32 |
| | (1) 協働を進める県民参加組織 | 32 |
| | (2) 県と県民参加組織の役割分担 | 32 |
| | (3) 「海上の森の会」との協働 | 33 |
| | (4) その他団体等との協働 | 34 |
| 2 | 地域との連携 | 35 |
| | (1) 地元地域との連携 | 35 |
| | (2) 地域通貨を通じた連携 | 36 |
| 3 | 小中高等学校・大学との連携 | 36 |
| 4 | 森林や里山に関する関連施設等との連携 | 36 |
| 5 | 企業等多様な主体との連携 | 37 |
| | (1) 企業等との連携の必要性 | 37 |
| | (2) 企業等との連携方法 | 37 |

第六章 計画の進行管理

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の実行 | 38 |
| 2 | 計画の進行管理 | 38 |
| 3 | 取組の実施状況の周知 | 38 |

参考資料

- 1 あいち海上の森条例
- 2 これまでの検討経過とその内容

第一章 保全活用計画の位置づけ

1 保全活用計画の趣旨及び性格

この保全活用計画は、海上の森に関するこれまでの検討の成果をもとに、あいち海上の森条例（平成18年愛知県条例第5号：以下「条例」という。）の趣旨に則り、今後の基本的な考え方や具体的な取組・進め方をまとめたもので、条例第7条に基づき知事が定める計画です。

2 保全活用計画の期間

海上の森保全活用計画の目標期間は概ね平成27年度(2015年度)としています。ただし、大きな変更や方針転換がない場合はその後も継続し、また期間中でも実態との乖離が生じた場合など必要に応じ見直しを行います。

3 保全活用計画の区域

保全活用計画の区域は、条例第2条に定める「海上の森」の区域とします。

対象区域図（太線内の私有地を除く約510ha）



第二章 海上の森の自然的・社会的条件

1 海上の森の自然環境

海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約20kmにあり、都市近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺地等があって多様な自然環境を有しています。

(1) 地形・地質

標高の最高点は約400m、最低点は約100mであり、全体的にみると東が高く西が低い地形です。

東部を北東-南西方向に猿投北断層が走り、大局的には、この断層より東が猿投山塊の南縁を構成する山地(花崗岩で構成)、西側は丘陵(花崗岩を基盤に第三紀の砂礫層が覆っています。河川が切り込み山頂部などに砂礫層が分布する。)となっています。

第三紀の砂礫層の分布域は、表層土の発達が悪く、せき悪な土壌となっており、ところが多く、貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在しています。

主な河川としては、海上の中心集落を流れる海上川を始め、北部を流れる赤津川・篠田川、四ツ沢で海上川と合流する北海上川、南部を流れる寺山川・屋戸川及び吉田川に分けられます。すべて矢田川水系であり、山口川、矢田川を経て庄内川へと注いでいます。

(2) 植物

花崗岩の地域は、スギ・ヒノキ人工林、落葉広葉樹二次林が大半を占め、コジイ等の常緑広葉樹林が僅かに点在しています。第三紀の砂礫層の地域は、もともと貧弱なアカマツや落葉広葉樹のやせ山で、その中に貧栄養の湧水に涵養される小規模な湿地が点在していましたが、近年森林化が進行し、湿地も失われつつあります。里の地区には、水田等がありますが、周辺にあった里の草地は現在ではほとんど失われています。

地理的条件を反映して、多様な植物が生育しています。平成10年度から平成13年度の調査(2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(平成14年6月)による。以下「環境影響評価書」という。)で、海上の森及びその周辺では136科465属950種の高等植物が確認されており、国又は県のレッドデータブック掲載種も40種生育しています。

貧栄養湿地には、南方系のミズスギや北方系のヤチスギラン、ヌマガヤ等に加え、東海地方に固有のシデコブシ、シマジタムラソウ、ミカワシオガマ、ミカワバイケイソウなど、さまざまな要素の植物が隣接して生育しています。しかし、これらの植物のうち、いくつかは湿地の消失により消滅の危機にさらされています。

水田やその周辺の水路には、ミズニラ、ヒロハトリゲモ、イトトリゲモなどが生育していましたが、放棄水田の増加に伴い、これらの植物は消滅又は減少し

ています。

湿地以外でも、本県では海上の森でしか確認されていないピワコエビラフジ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、尾張地方では唯一の自生地であるカギカズラ、海上産の標本をもとに命名されたキバナエンシュウムヨウランなどが生育しています。

(3) 動物

海上の森は、多様な自然環境を有しており、その植生と環境により、昆虫類など多くの小動物が生息し、それらに支えられて多くの鳥類やほ乳類が生存しています。昆虫類や夜行性で調査が不十分なものが多く、現状で確認されている種だけでは動物の全体像を語ることはできません。

ほ乳類は、この森の多様な自然に育まれて6目13科23種（環境影響評価書による）が生息していますが、アズマモグラやコウベモグラが混在し、県のレッドデータブック掲載種のムササビや、県内で分布が限定的なスミスネズミが生息するなど多様な環境が残されています。

鳥類は、16目38科133種（環境影響評価書による）が確認されていますが、オオタカを始めとする生態系の頂点にあるハチクマ、サシバ、ノスリ、ハイタカ、ツミなど猛禽類が生息し、オオタカやハチクマについては営巣も確認され、多様な環境が維持されていることがわかります。また、サンコウチョウ、サンショウクイ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキなどの多くの夏鳥の繁殖地や生息地として重要な位置を占めています。他方、谷戸地における農地の耕作放棄などにより、カエルなどの餌生物が減少し、サシバなどの生息環境が減少していると思われます。さらに、写真マニアによるサンコウチョウなどの夏鳥の営巣活動への妨害行為、森周辺部での田畑の住宅地への転換など野鳥の生息環境の悪化につながる種々の現象の影響が懸念されています。

両生類では、低山地～丘陵地に分布する種の多くが生息していますが、山地に多いタゴガエルが多く生息していることは特徴的です。は虫類でシロマダラが確認されていますが、これら夜行性の種については調査が十分に行われていません。

魚類については、カワバタモロコ、ホトケドジョウの国及び県のレッドデータブック掲載種の生息が認められますが、この地域にも外来魚のオオクチバス、ブルーギルが移入されており、将来在来種の絶滅も懸念されています。

昆虫類では、20目306科2314種（環境影響評価書による）が確認されていますが、生息環境の変化に伴う植物種の消滅又は減少という現状から見てもまだ多くの種が未確認と考えられます。ギフチョウ、オオムラサキ、コバネアオイトトンボなど国及び県のレッドデータブックに掲載されている種が生息するほか、湿地依存のハッチョウトンボ、ヒメタイコウチが生息するなど多様な環境が多くの種の生存を支えています。

2 海上の森の社会的条件

(1) 地勢

海上の森は、瀬戸市南東部に位置し、南は豊田市に接しており、面積は約530ヘクタールです。(うち条例の対象区域は約510ヘクタール)

海上の森保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると91.9%を山林(保安林を含む)が占め、砂防地が5.1%、田畑等農用地が1.7%、その他1.3%という割合になっています。

(2) 歴史

木材資源が多く蓄積されていたため、窯跡が多く分布しており、海上は瀬戸焼の始まりの地であります。

かつて海上には、江戸時代は13戸、明治時代は26戸の民家があったとされていますが、その後山口堰堤の建設による離村、たびたび発生した集中豪雨などの被災に加え、万博会場候補地となったことなどにより、人口の流出が続き、大半の世帯が転出しています。現在残っている民家は8戸(里山サテライトを含む)で、そのうち2戸は居住されています。しかし、転出した住民の多くは現在も海上に家屋、農地等を所有されており、耕作を続けている世帯もあります。

(3) 交通

道路では、愛知万博を契機に名古屋瀬戸道路、東海環状自動車道、県道広久手八草線、県道瀬戸環状東部線、新設市道(八草瀬戸線・吉野八草線)が整備され、鉄道については、東部丘陵線(リニモ)が開通し、名古屋市営地下鉄東山線と愛知環状鉄道を結び、アクセスの向上が図られています。

(4) 土地利用規制

区域内の土地利用制限として、保安林(土砂流出防備保安林)約400ヘクタール、愛知高原国定公園(自然公園特別地域第3種)約140ヘクタール、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による県の自然環境保全地域約128ヘクタール、砂防指定地約24.7ヘクタールが指定されています。

(重複指定あり)

3 地域区分

(1) 地域区分の考え方

海上の森を、自然環境や植生、土地利用あるいは活用の面から6つに区分し、それぞれの特性を踏まえた保全と活用を図っていきます。

地域区分としては、「施設ゾーン」「ふれあいの里」「生態系保護区域」「恵みの森」「循環の森」「野鳥・古窯の森」とし、概ねその範囲を定めています。



(2) 地域区分と特性

各地域とその特性は下表のとおりです。(面積は概数で510haの内訳)

| 地域名 | 区域 | 面積 | 特性 |
|---------|--------------------|------|--|
| 施設ゾーン | あいち海上の森センター区域 | 5 ha | 愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域 |
| ふれあいの里 | 集落・農地を中心とした区域 | 43 | 里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域 |
| 生態系保護区域 | 屋戸川・寺山川流域及びその北部の区域 | 166 | 希少な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域 |
| 恵みの森 | 北側一帯の広葉樹林を主体とした区域 | 96 | 高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域 |
| 循環の森 | 東側一帯の人工林を中心とした区域 | 148 | 人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域 |
| 野鳥・古窯の森 | 吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域 | 52 | 高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域 |

第三章 海上の森の保全と活用のための基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

海上の森の一部は、「自然の叡智」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となりました。愛知万博は、幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、たくさんの人々が世界の様々な文化とふれあい、世界の人々と友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残しました。

そうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組みを学ぶ場となり、人と自然が共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となりました。そして、私たちは、海上の森を見るとき、私たちの身近に自然との触れ合いの場があることの大切さを改めて認識しました。

愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を「愛知万博記念の森」として将来にわたって保全するとともに、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用し、人と自然とが共生する社会の実現につなげていきます。

愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。

**将来にわたり保全するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。
人と自然が共生する社会の実現につなげる。**

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

海上の森は、都市近郊に位置しており気軽に訪れることのできる場所にありながら、多様な自然が残されており、森林、農地、水辺地等に身近にふれあい、自然観察や自然学習、人工林の間伐などの森の手入れ、米や野菜の栽培などを通しての農地の維持管理、里山の手入れによる産物の利活用、里で行われていた年中行事の体験など、かつての里山での作業や生活・文化などを実際に体験し、学習や交流できる要素が多くあります。

このため、県や協働する人たちとともに行う、森林や里山に関する学習や交流の機会や場づくりなどを通して、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、自然と共に暮らす先人の知恵などを、参加者自らが学び、考える拠点としていきます。

また、こうした実践活動や人づくりを通して、自分の生活や地域社会を見直す取組につなげ、人と自然の豊かな関係づくりを目指します。

さらには、県内始め全国的なネットワークづくりを進め、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努めていきます。

森林や里山での体験による学習と交流を進める。

**実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。**

第四章 海上の森の保全と活用のための取組の内容

1 愛知万博記念の森としての保全

(1) 課題と取組の基本的方向

愛知万博記念の森として、自然環境や森林等の状況を継続的に調査・観察し、自然環境や生態系の変化や変動などに応じた的確な対策、保全策を講じつつ、将来にわたり保全していきます。

このため、以下の課題を踏まえ、取組を進めていきます。

【課題】

生態系保護区域とそれ以外の自然環境の保全

貧栄養な湧水に涵養される湿地が多数存在する等、特異な動植物が生育する生態系保護区域は、一体的にまとまって保全すべき区域で、県自然環境保全地域として保全を図りますが、同様の保全すべき自然環境が、地域全体の中にも点在するため、その保全を考える必要があります。

自然遷移

全体的には二次的自然であり、自然遷移により、草地的環境が減少しており、草地に生息生育する動植物への影響等が懸念されます。

踏み荒らし等

小規模で脆弱な湿地への立ち入りによる自然環境の劣化や、歩道や林地へのマウンテンバイク等の走行による土壌流亡や歩道から林地への荒廃の拡大等、自然環境への影響が問題となっています。

野生動植物の捕獲、採取

希少動植物の捕獲・採取等による個体数の減少が心配されます。

外来種

オオクチバス、ブルーギル、アライグマなどの外来種の生息が確認されており、在来の生態系への影響が危惧されます。

里山環境の維持

身近な自然である里山の有用性が広く認識されてきていますが、ふれあいの里の農地を始めとして利用されない土地があり、里山環境が維持できない状況になりつつあります。

利用の頻度

森林管理や自然環境の保全を県民参加で行うことは、技術者や個人が行う一般的な低密度の管理に比べ、多人数の入り込みによる作業のため、自然環境に対する負荷が大きく、場所によっては利用頻度を制限する必要もあります。

【取組の基本的方向】

できるだけ規制的手法に頼らず、県民の自主的かつ積極的な参加を促進し、保全に導いていく手法を基本とします。

保全のための事業実施や活用にあたっては、事前に植生や地形、土壌条件など、自然環境の状況を調査、観察します。

特に保全等が必要な場所で、里山保全活動や自然観察等を実施する場合、自然環境に影響を及ぼす場所での活動は基本的に控え、影響が懸念される場合は専門家等の意見を聞くこととし、環境への負荷を最小限にとどめるようにします。

自然環境保全地域における保全計画と整合した保全策を実施します。

希少な野生動植物の状況の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、必要な配慮を行います。

種の保護に際しては、特にその生息、生育環境を一体的に保護したり、その回復・再生を図ります。

外来種の放逐や移植などは禁止し、すでに入ってきている外来種についても、除去等を含めて対策を検討します。

海上の森の景観や人々のくらし、生活の文化を尊重し、生活者との協調・調和を図ります。

(2) 地域区分の事業展開

各地域の事業展開は下表のとおりです。

| 地域名 | 事業展開例 |
|---------|-------------------------|
| 施設ゾーン | 自然学習・環境教育・情報提供・人材育成 |
| ふれあいの里 | 里山保全のあり方探求・県民の参加交流 |
| 生態系保護区域 | 自然環境・生物多様性の保全と学習 |
| 恵みの森 | 広葉樹林の保全技術の確立・森のタイプの理解醸成 |
| 循環の森 | 人工林の育成と活用・林業に対する理解醸成 |
| 野鳥・古窯の森 | 野鳥の保護・環境学習・歴史文化学習 |

(3) 地域区分別の整備方針

施設ゾーン

本館及び遊歩施設から構成されるゾーンで、面積は約5haです。

この区域は、あいち海上の森条例で「あいち海上の森センター」として定めている区域であり、森林や里山に関する展示や情報提供、工作や研修での利用、定期的な講座開催など、海上の森の拠点機能を発揮させ、多くの方々に愛され、親しまれる公の施設として管理していきます。

ふれあいの里

海上川上流の海上集落を中心とした区域で、農地と宅地がまとまって存在しており、周辺には竹林や草地もあり、里山としての景観と生活文化を残しているところです。このため、この区域では、県民参加による里山保全活動を主体的に展開していくところとし、雑木林の強度な間伐による植生変化や回復状況、竹林の除伐作業による生育変化の観察など、試験区域を設けながら里山としての維持管理を行っていきます。

一部には、子供たちが遊べる冒険・探検の森や、タケノコが収穫できる竹林、景観・風景としての竹林などを、手を入れることによって整備していきます。

生態系保護区域

この地域は、寺山川、屋戸川の流域と海上川、篠田川の出口付近に広がる区域で、この地方特有の貧栄養湿地が点在しています。このうち 127.85ha を県の自然環境保全地域として指定しています。この区域については、自然環境保全地域の保全手法の考え方に沿って、経過観察を行いつつ必要な除伐や間伐、植生の復元を図る補助的な管理作業などにより適正に管理していきます。

自然環境保全地域内での保全施設の整備

自然環境保全地域の指定を踏まえ、指定時に策定した保全計画に基づき、平成 18 年度に、管理上必要となる保全施設を整備します。

・巡視歩道の整備

屋戸川・寺山川特別地区において、湿地の保全・管理を行うための巡視歩道の整備

・標識の設置

自然環境保全地域全体について説明した案内板(1箇所)及び特別地区・野生動植物地区内での行為規制を示す制札板(4箇所)の設置

自然環境保全地域の特徴

・植生

全体としては、尾根部にアカマツ林、山腹部にはコナラ林が分布しており、県内における二次林の典型的な植生となっています。地質は、花崗岩の上に砂礫層が堆積した地質であり、谷部には地下水の湧出による貧栄養湿地が多く点在し、トウカイコモウセンゴケ、シデコブシなどの東海丘陵要素植物群と呼ばれる植物やミミカキグサなどの湿地性植物が生育しています。

また、県内では稀な樹高の高いサクラバハハンノキの群落や、生育地がきわめて限られているビワコエビラフジやスミレサイシンが生育し、また、エンシュウムヨウランの群落なども見られます。

・野生動物

河川やその流域に沿った湿地には、カワバタモロコやホトケドジョウなどの魚類、ハッチョウトンボやヒメタイコウチ、ナベブタムシなどの昆虫類が生息しています。

特別地区及び野生動植物保護地区の指定について

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例では、その地域の生態系維持のため特に保全が必要な地域を特別地区に指定し、さらに、特別地区内のうち、特定の動植物等の保護のため必要な地域を野生動植物保護地区に指定することができることとされています。

海上の森自然環境保全地域においては、以下のとおり、特別地区及び野生動植物保護地区を指定(特別地区以外は普通地区)しています。

海上の森自然環境保全地域

特別地区は、次頁の指定図の桃色の線で囲んだ区域、野生動植物保護地区は紫色の線で囲んだ区域。

| 特別地区 | 野生動植物保護地区 | 指定の考え方及び区域 | 保護する野生動植物 |
|------------------------|--------------------------|---|---|
| 篠田川特別地区 20.58ha | 川の中心から左右20mの区域 1.36ha | 地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。 | 動物 アズマモグラ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ナベブタムシ 植物 シデコブシ、サクラバハノキ |
| 四ツ沢北東部特別地区 3.17ha | 沢の中心から左右20mの区域 3.17ha | 県内では生息地が極めて限定されている植物が生息している。野生動植物保護地区は、植物が生育する沢を中心とした区域とする。 | 動物 アズマモグラ、ギフチョウ 植物 ビワコエビラフジ、スミレサイシン、コタチツボスミレ、エンシュウムヨウラン |
| 屋戸川・寺山川特別地区 24.85ha | 川の中心から左右20mの区域 6.41ha | 地下水の湧出を基盤として、水辺、湿地に依存する動植物が川の周囲に集中して生息生育している。 野生動植物保護地区は、動植物が集中している川の周囲の区域とする。 | 動物 アズマモグラ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、ギフチョウ、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボ 植物 シデコブシ、サクラバハノキ、モウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ |
| 特別地区計 48.60 ha | 10.94 ha | | |
| 普通地区 79.25 ha | | | |

< 参考 > 愛知県自然環境保全地域の地区区分と規制

特別地区

生態系維持のため特に保全を図るべき地域。建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘、木竹の伐採等について知事の許可が必要。

野生動植物保護地区

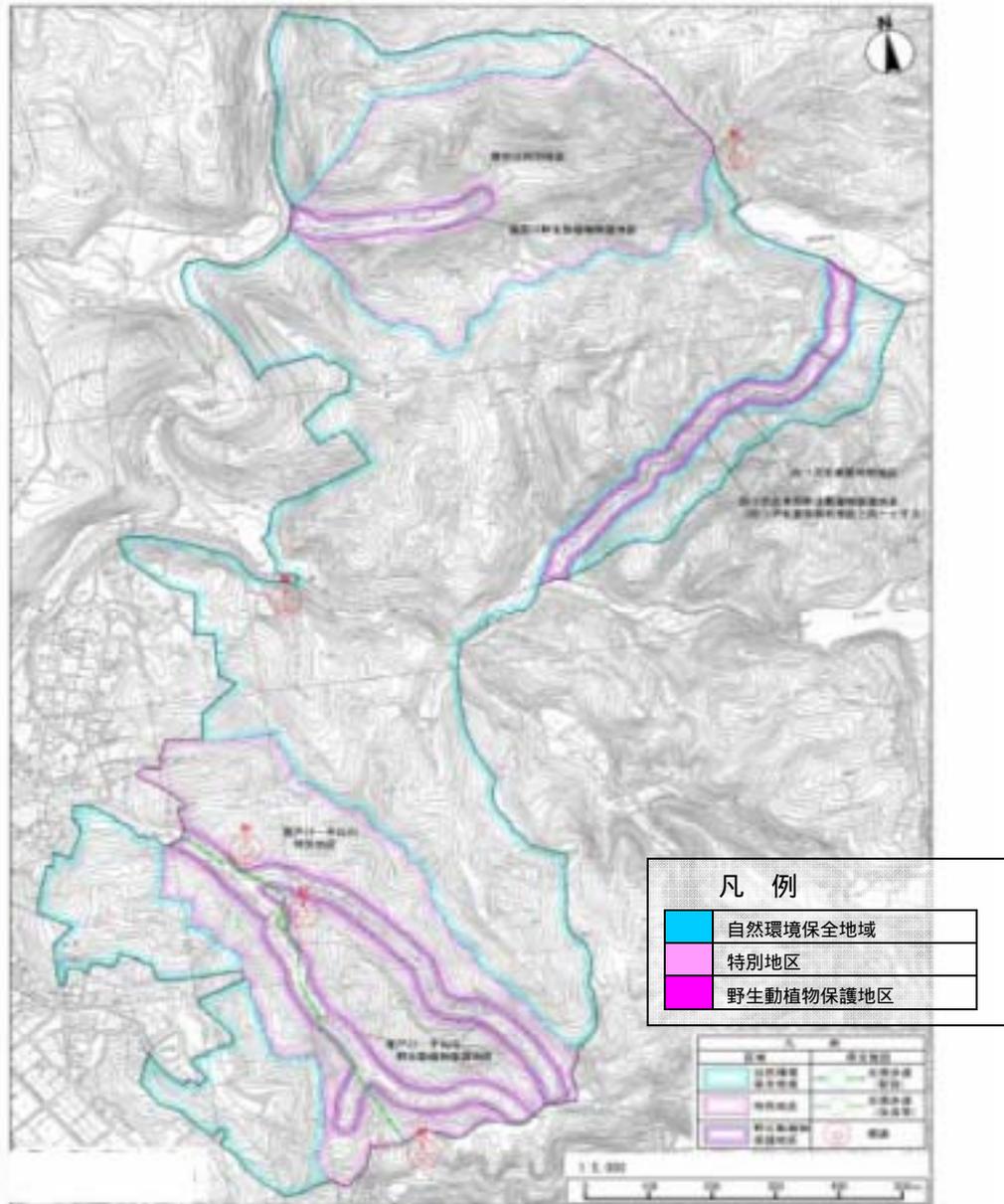
当該特別地区に固有な動植物等、特定の動植物の種の保護のために指定する地域。特定の野生動植物の捕獲採取を禁止。

普通地区

特別地域以外の地域。小規模の改変行為であれば必ずしも自然環境の保全に影響を及ぼすものではない地域。一定規模以上の建築物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾、鉱物の採掘等について知事への届出が必要。

自然環境保全地域は下図のとおりです。

自然環境保全地域指定図



恵みの森

この地域は、篠田川上流域に広がる区域で、主に広葉樹林が占めている区域であり、単層の人工林、広葉樹林にスギ・ヒノキを植栽した針広混交林、落葉広葉樹林と一部に常緑広葉樹林があります。

人工林については、単層でかつ若齢林分については、間伐などの必要な手入れを行い、健全な人工林の育成を目指します。なお、緩斜面で作業が容易なところについては、県民参加による森林整備を行います。

また、針広混交林については、複層状態を維持するため、被圧木や生育不良とな

っている樹木を整理し、モデルとなる健全な針広混交林へと誘導します。

広葉樹林については、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて更新補助をすること等により適切に保全管理します。

なお、森の多様なタイプがあるため、それぞれの機能などの理解を促す場としても活用します。

循環の森

この地域は、東側一帯の区域で、主に単層の人工林が占めています。

林齢は、（11年生～15年生）から（86年生～90年生）年齢まで幅広い林齢の林分から構成されていますが、間伐適齢期に達している林分が多くを占めています。このため、間伐作業を重点的に実施し健全な人工林へと誘導していきます。

また、高齢級の林分についても、間伐不足が見られるため、不良木を主体とした間伐や択伐を行い、資源の有効利用もあわせ‘百年の森’（100年先を見通した森：大径木となった針葉樹と下木に広葉樹がバランスよく健全に生育している森）にしていきます。

野鳥・古窯の森

この地域は、吉田川流域に広がる区域で、高齢の広葉樹林が生育しています。

このため、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて更新補助や植生の復元を図ること等により適切に保全管理していきます。

また、野鳥の保護を図るための手立てや古窯の保全なども行っていきます。

（4）自然環境の保全

継続的な自然環境調査

調査全体計画（今後5か年 以後継続）

以下の調査について、県と協働団体等の協力のもとに調査を行っていきます。

| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------------------------------|--------|---------------------|--------|--------------|
| 湿地・森林及び鳥類生息状況等のモニタリング調査（5年毎） | | | | |
| ← 湿地の植生・環境調査 → | | ← 森林（自然林）モニタリング調査 → | | |
| | | | | ← 鳥類生息状況調査 → |
| ← 外来生物生息状況調査 → | | | | |
| ← 希少動植物及びその生息環境調査（毎年） → | | | | |
| ← 希少動物（ムササビ）生息状況調査 → | | | | |
| ← 猛禽類（オオタカ、ハチクマ等）生息状況調査 → | | | | |
| ← 希少魚類（ホトケドジョウ）生息状況及び水環境調査 → | | | | |

湿地・森林及び鳥類生息状況等のモニタリング調査（5年毎）

| 調査項目 | 目的 | 対象 | 調査内容 |
|-----------------|--|---------------------------|--|
| 湿地の植生・環境調査 | 人為による植生荒廃だけでなく、植生の自然的变化を定期的に調査 | 区域内全湿地から代表的な湿地を選定 | 植生調査 植物相調査 現存植生図作成 湿地環境調査（周辺植生、水質調査） |
| 森林（自然林）モニタリング調査 | 里山、自然林の維持管理のため、遷移等自然林（落葉広葉樹林）の変化を長期的にモニタリング | 区域内に設定した標準地 | 植生調査（群落の種組成、階層構造） 林床植物相調査 林分構造調査（毎木調査（高さ、太さ、位置測定） 立地環境調査（林内照度等） |
| 鳥類生息状況調査 | 里山環境が適正に維持されているかを継続的に把握するため、鳥類の生息状況を定期的にモニタリング | 区域内で確認できる鳥類 | 年間を通して区域内 |
| 外来生物生息状況調査 | 海上の森の多様性の保全と生物種の攪乱を防止するため、外来生物の移入状況を定期的にモニタリング | 区域内で確認できる外来哺乳類、池等で確認できる魚類 | 外来生物（哺乳類）：生息状況調査（足跡等の痕跡、定点観測） 外来生物（魚類）：生息状況調査（池等での捕獲調査） |

希少動植物及びその生息環境調査（毎年）

| 調査項目 | 目的 | 対象 | 調査内容 |
|--------------------------|---|-------------------------------|--|
| 希少動物（ムササビ）生息状況調査 | 海上の森に生息する希少動物であるムササビの行動を把握し、里山活動と共存する保全を図る。環境学習等にも資する。 | 区域内で確認できるムササビ | ムササビの生息状況調査 （行動ルート、食性、巣の利用状況等調査） |
| 猛禽類（オオタカ、ハチクマ等）生息状況調査 | 里山の良好な環境の維持の指標となるオオタカ、ハチクマ等の猛禽類の行動を把握し、里山活動と共存する保全を図る。オオタカの繁殖へ配慮する。 | 区域内で確認できる猛禽類 | 繁殖時期のオオタカ、ハチクマ等の行動調査 （定点監視、行動状況調査等） |
| 希少魚類（ホトケドジョウ）生息状況及び水環境調査 | 公の施設となり、一般利用される遊歩施設にある沢（吉田川支沢）のホトケドジョウの生息状況及びその生息環境である水環境（水量、水質）の調査 また、希少植物等の生育する湿地の基盤となる水環境（水量、水質）の調査 | 遊歩施設付近の小溪流で確認できるホトケドジョウ及び周辺湿地 | ホトケドジョウの生息状況（数、大きさ）及び生息環境の調査、水量及び水質調査、湿地を涵養する湧水量 |

自然環境の維持保全

海上の森において貴重な野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするとき、その他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認められるときは、自然環境に関し学識経験を有する者等による状況確認や保全対策に対する指導・意見を聴取し、専門的な見地に基づいて維持保全していきます。

自然環境情報等の収集整理・情報発信

全国及び地域での自然環境や里山保全活動などの情報を幅広く収集し、これらを整理した上で、展示等に活かすとともに広く情報を発信していきます。

(5) 森林の状況と整備方針

森林の状況

森林の状況は、1995年時点の森林面積は490.98haで、コナラが優占する落葉広葉樹二次林が226.70ha、森林面積の46%を占め、次いで多いのがヒノキ人工林で132.47ha、森林面積の27%となっています。

アカマツもしくはクロマツの林は97.70haとなっており、森林面積の20%、スギ人工林は30.03haで、森林面積の6%、その他にコジイの優占する常緑広葉樹林が3.72ha(1%)、竹林が0.36ha(0%)となっています。

これは、1995年撮影の空中写真の判読によりますが、その後の伐採行為は僅少であり、現時点の林相構成とみなしても大差ないと判断しています。

また、時系列変化をみると、1949年時点に森林面積の77%を占めた落葉広葉樹林が1995年時点に46%に減少しています。これはスギ・ヒノキがその間に植栽されて10%から33%に増加したのが主ですが、それとともにアカマツ・クロマツ林が9%から20%へ増加しており、クロマツは、スギ・ヒノキとともに昭和40年代の主要な造林樹種として、また江戸時代以降のはげ山の緑化樹種として、植栽されていたことによるものと思われます。

海上の森における林相構成比率の時系列変化

単位：占有面積パーセント

| | 1949年 | 1977年 | 1995年 |
|------------|-------|-------|-------|
| 落葉広葉樹林 | 76.6 | 63.6 | 46.2 |
| 常緑広葉樹林 | 4.9 | 0.1 | 0.8 |
| アカマツ・クロマツ林 | 8.5 | 16.7 | 19.9 |
| 竹林 | 0.2 | 0.4 | 0.1 |
| スギ・ヒノキ林 | 9.8 | 19.2 | 33.0 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

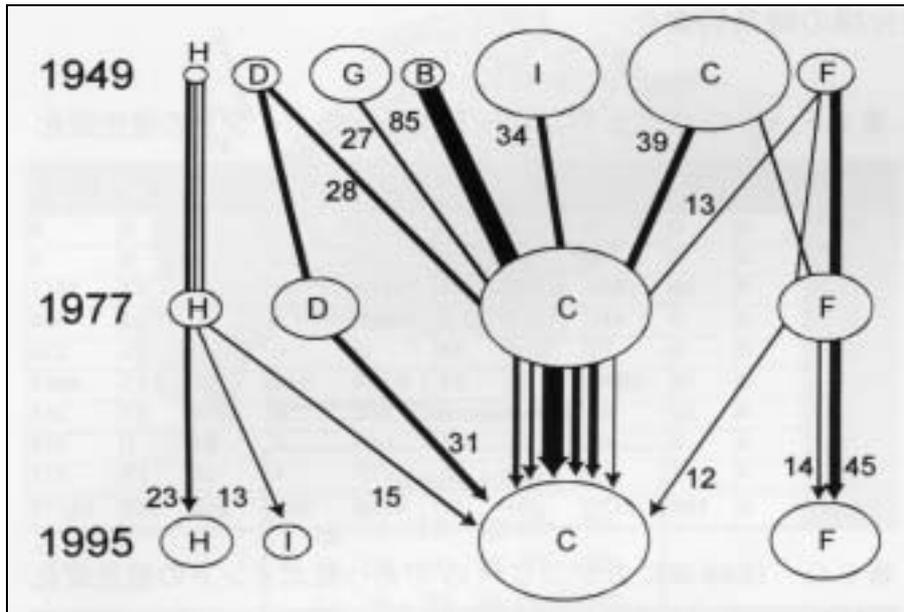
構成比率は、区域面積から荒地雑草群落、耕作地、伐採跡地、崩壊地、宅地・構造物、裸地、池の面積を除いた森林面積に対する各林相の占有比率を示す。

1949・1977年は、中嶋 勝の空中写真判読結果から算出した。

これら林相の変化を図形的に整理したもの、及び現存植生図、林分配置図、人工林の分布と年齢配置図は、次図のとおりです。

海上の森における過去 50 年間の植生変化

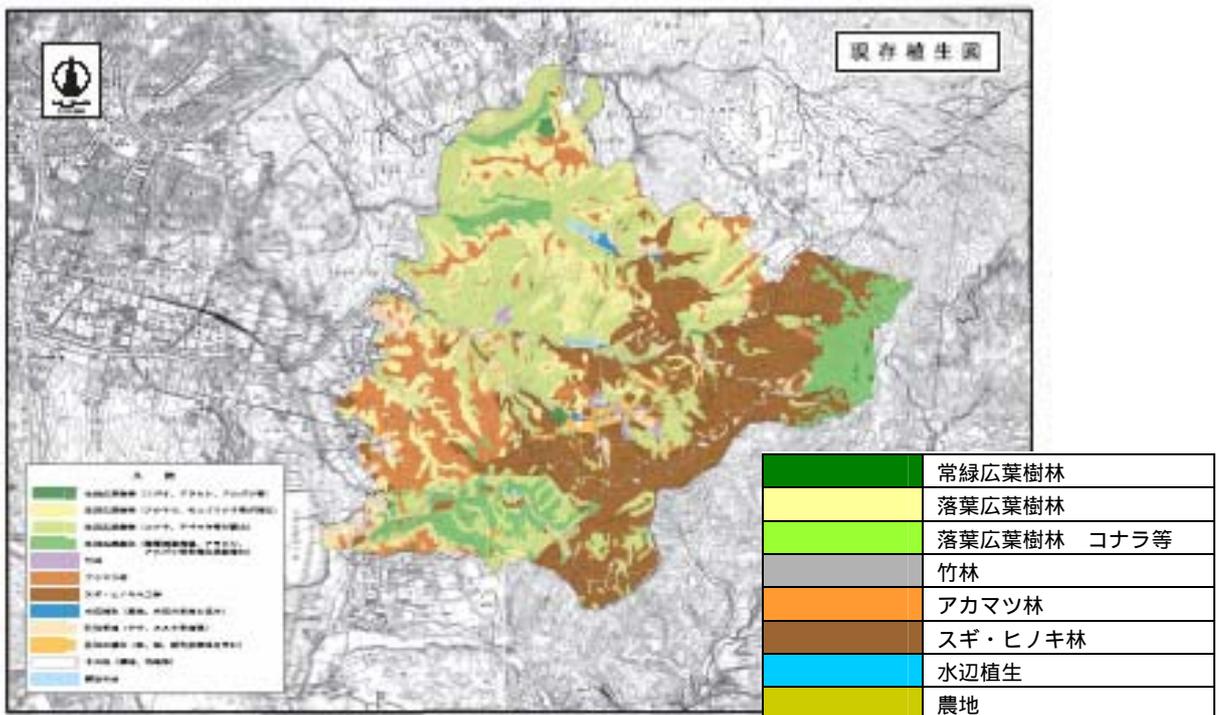
木村圭司ほか(2000)による



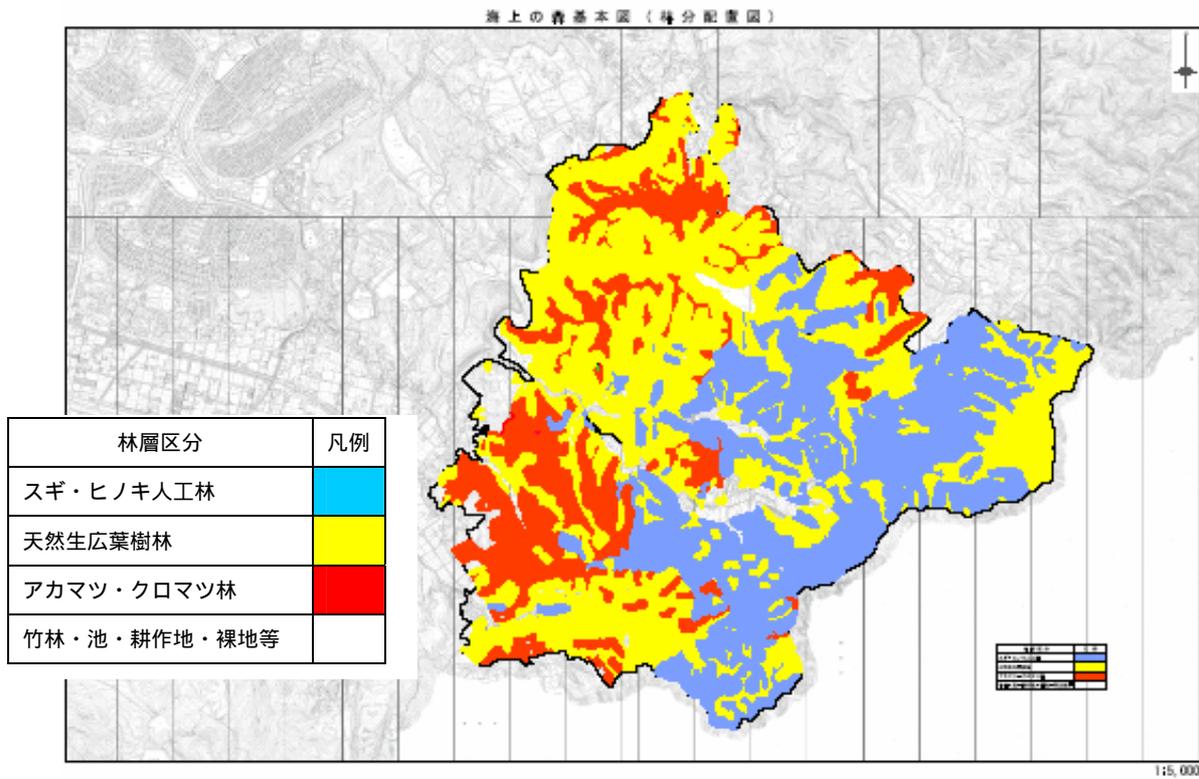
H: 宅地・構造物・池、D: マツ群落、G: 荒地・崩壊地・裸地、B: 常緑広葉樹群落、
I: 耕作地・伐採跡地、C: 落葉広葉樹群落、F: スギ・ヒノキ群落

- ・楕円の面積比は、各カテゴリー(植生・土地利用)の面積比に等しい
- ・数字は、1948年における各カテゴリーの面積にたいする当該変化パターンの比率をしめす
- ・1949年は米軍撮影モノクロ写真の2倍伸(撮影縮尺: 約1/14,000)の、1995年は国土地理院撮影カラー写真の2倍伸(撮影縮尺: 約1/10,000)の、1995年は瀬戸市撮影カラー写真の密着写真(撮影縮尺: 約1/8,000)の判読による。なお、判読区分作業は中嶋 勝が行い、木村圭司ほかが植生の変化状況をまとめた。

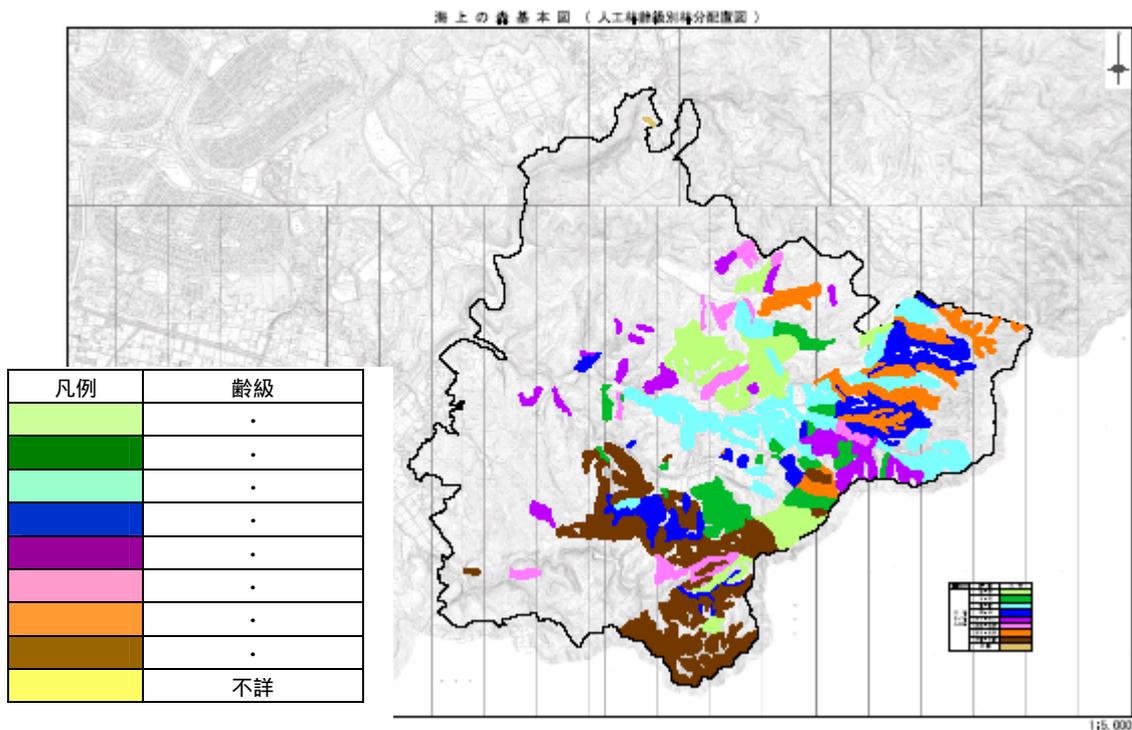
現存植生図 (1996年の調査を元に作成)



林分配置図（1996年の調査を元に作成）



人工林の分布と齢級配置図（1996年の調査を元に2006年調整）



注）齢級は、5年刻みで年数を表したものの。（例 1は21～25年 4は46～50年）

人工林の特徴

海上の森の人工林の特徴をあげると以下のことが言えます。

D/H比が小さい。

海上の森のヒノキ林・スギ林は、ともにD/H比の値が小さく、風雪害・病虫害に対する耐性の低い過密な状況にあります。

D/H比は、胸高直径と樹高とのバランスをあらわし、林齢と関係なく地位級別にほぼ一定の傾向をもち、森林の健全度の判定に適した指標とされている。すなわち、健全なヒノキ林では、D/H比は1.4(地位上)~1.6(地位下)で、スギ林の場合は1.4(地位上)~1.7(地位下)とされている。また、著しく過密な森林を放置すると、D/H比は1.0の値に近くなり、風雪害・病虫害に弱い健全性が失われた状態になる。

海上の森における人工林のD/H比

| D/H比 | ヒノキ林 | スギ林 |
|--------|---------|---------|
| 1.5 | | |
| 1.4 | | |
| 1.3 | | |
| 1.2 | [平均値] | |
| 1.1 | | [平均値] |
| 1.0 | | |
| 平均D/H比 | 1.2 | 1.1 |
| 分布範囲 | 1.5~1.0 | 1.3~1.0 |

相対照度が低い。

一般に、林床に草本類が生育するためには、林内の相対照度は20%以上が必要ですが、海上の森のヒノキ林の平均値は1.6%、スギ林のそれは2.6%であり、草本類が生育できる環境にはない状況です。

海上の森における人工林の相対照度

| 相対照度% | ヒノキ林 | スギ林 |
|---------|----------|----------|
| 5.0~4.6 | | |
| 4.5~4.1 | | |
| 4.0~3.6 | | |
| 3.5~3.1 | | |
| 3.0~2.6 | | [平均値] |
| 2.5~2.1 | | |
| 2.0~1.6 | [平均値] | |
| 1.5~1.1 | | |
| 1.0~0.6 | | |
| 0.5~0.0 | | |
| 平均相対照度 | 1.6% | 2.6% |
| 分布範囲 | 4.3~0.3% | 4.7~1.1% |

樹冠長率が小さい。

海上の森の人工林は、樹冠長率(樹冠長/樹高)が小さく、気象災害や病虫害に耐えて長期にわたり生存させていくことが難しい状況です。ヒノキ林分の樹冠長率は6割以下のものが多く、5割未満が半数を超えています。スギ林分では5割未満が大部分です。海上の森の人工林を長期的に維持管理していくためには、前記D/H比の低さとともに、この樹冠長率の低さを改善することが重要で、とりわけ高齢ヒノキ林においてその必要性が高くなっています。

海上の森における人工林の樹冠長率

| 樹冠長率% | ヒノキ林 | スギ林 |
|--------|--------|--------|
| 70～66 | | |
| 65～61 | | |
| 60～56 | | |
| 55～51 | | |
| 50～46 | 平均値 | |
| 45～41 | | 平均値 |
| 40～36 | | |
| 35～31 | | |
| 平均樹冠長率 | 47% | 44% |
| 分布範囲 | 63～32% | 66～31% |

整備の方針

以上のような森林の状況、人工林の特性を踏まえ、森林の林層別、林分別の整備方針は次のとおりとし、各地域別の整備方針との整合を図り整備していきます。

若齢を主とする人工林（概ね60年生以下）

間伐対象森林は約100haあり、毎年3～4haの間伐を実施し、平成27年度までに計35haを間伐する。あわせて、間伐方法の展示林としても整備

壮・高齢人工林（概ね60年生以上）

木材の有効利用を含めた間伐等を進め、針葉樹の大径木と広葉樹がバランスよく健全に生育する100年先を見通した森‘百年の森’へ誘導する。

（対象面積 約70ha）

針広混交林

健全な針広混交林に誘導、モデル林の整備

広葉樹林

自然の推移に委ねることを基本とし、その管理については管理事例の検証や実施状況を観察しつつ、必要に応じて更新補助を行うなど適正な管理に努める。

一部には天然下種更新や更新作業による時間的変化を調査観察する区域を設定

竹林

竹林としての景観保全施業を実施

一部タケノコの採取区域を設定し、発生に適した施業を実施

草地

現在草地となっているところは、草地として維持するため必要な整備を実施

(6) 農地の整備方針

海上の森には、ふれあいの里地域に農地が約3ヘクタールあり、民有地と混在しています。こうした農地は里山景観の一部として、人々に安らぎや郷愁を誘う役割を持っているとともに、動植物の生息生育環境の維持や里山を補完する機能などがあり、また農作物の栽培地としての機能も十分に備えていることから、多面的な活用を図ることができます。

また、民有地と混在していることから、定期的な草刈、水田の場合は水の通過地としての機能発揮など、農地として活用されている民有地と調整のとれた維持管理を図る必要があります。

このため、この地区の民有地との連携した維持管理を進めることを基本に、里山環境の保全や里山保全活動の中心的な役割を果たす場として活用していきます。

体験学習事業として利用する農地

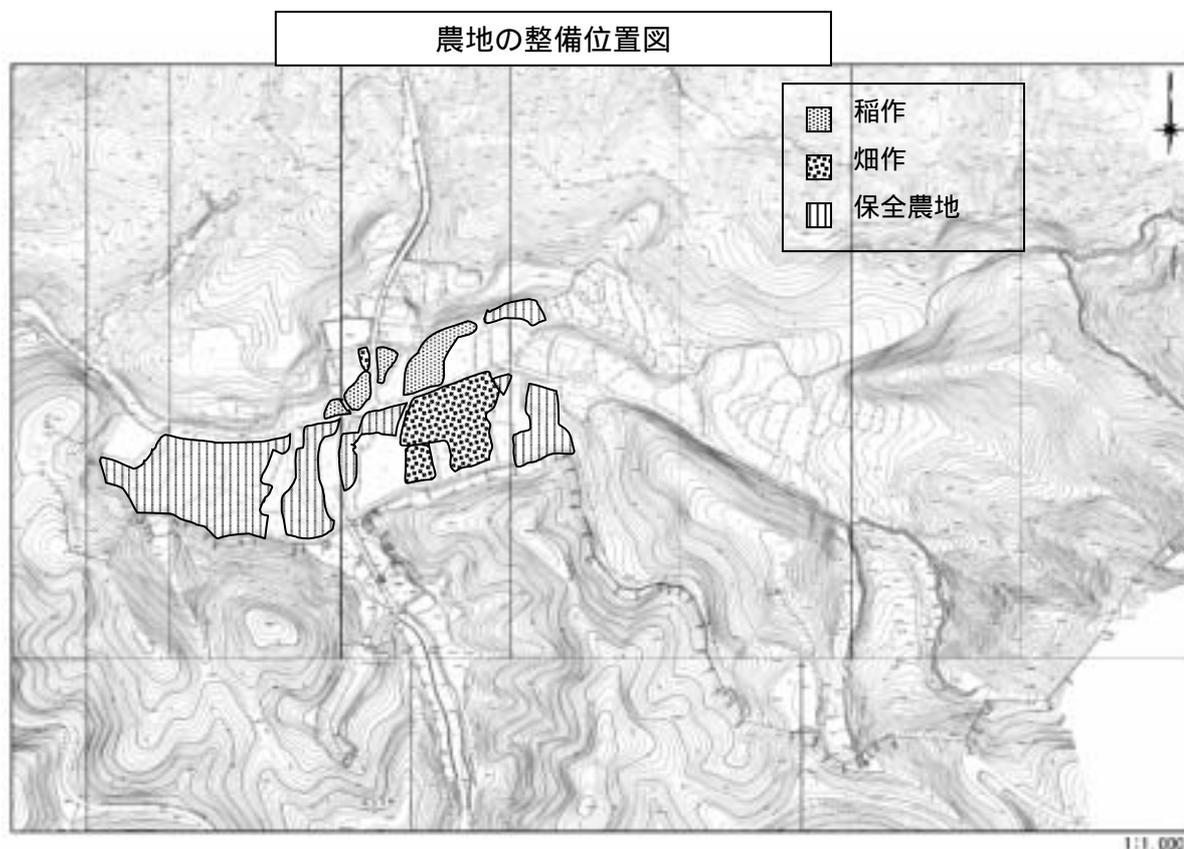
体験学習として利用する農地（現在年約3,000m² 目標年5,000m²）は、水量の関係や民有地耕作地との関連から、稲作用と野菜栽培用に分けて利用します。

里山環境として保全する農地

以外の農地については、里山環境として保全する農地とし、定期的な除草、水路の補修、畦道の整備など必要な維持保全を図ります。

ため池の整備

この地区に以前あったため池の復元について調査し、水田の水環境維持のため県民参加による協働の取組として整備します。



2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

(1) 課題と取組の基本的方向

あいち海上の森センターを、自然や海上の森を解説し、展示や資料、情報で学習できる公の施設として運営するとともに、海上の森を活用した、森林や里山に関する学習と交流の機会や場づくり、国内外の人材の育成、取組の情報発信などについて以下の課題を踏まえ、積極的に取り組んでいきます。

【課題】

自然との豊かなふれあいと入り込みの制約

豊かな自然と接する機会が多くなるほど、保全に関する課題も多くなるため、利用者へのルール、マナー遵守の徹底を図る必要があります。

また、駐車スペース、休憩施設（里山サテライト）及びトイレ（エコトイレ）の容量からも、適正な入り込み者数に注意する必要がある、全体的な入り込み人数の制約についても考える必要があります。

環境学習のあり方

環境学習の場として、単に自然を観察するだけでなく、体験的な要素を取り入れることにより、自ら自然環境を守っていくことに行動が向くようなプログラムの提供が必要です。

里山保全の担い手

海上での里山保全を考えるには、現に里山管理活動が行われている地元耕作者との協調・連携に配慮し、海上ならではの里山づくりを目指す必要があります。そこから、今の、そしてこれからの里山を保全する意味・意義を共に考え、その担い手となる人、県内外で活動する人を育てていくことにより、他地域のモデルとなる取組が求められています。

交流の促進

海上の森に集う人たちの相互の交流を図ることは、それぞれの考えや立場の違いについての意見交換や情報交換により、相互理解や共通認識が得られることにつながり、さらには、新たな人間関係の形成など人と人とのつながりが生まれることが期待できます。そのためには各地で取り組まれている団体や個人の活動・取組に関する情報交換のための交流会や、テーマを絞ったシンポジウム等の開催などを企画することも必要です。

その他

- ・瀬戸市が進める記念公園整備計画との調整及び連携
- ・愛・地球博記念公園との連携
- ・瀬戸市埋蔵文化財センター、県陶磁資料館との連携
- ・近隣大学や高等学校、小中学校などの教育機関との連携
- ・愛知万博時のインタープリター、ボランティアスタッフなど人材の継承

【取組の基本的方向】

適正な入り込み者数の確保

自然への過大な負荷がかからないよう入り込み者数の適正化、マナーの徹底を図ります。

体験学習の機会の提供等

県民が海上の森において円滑かつ効果的に自然とふれあうことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講じます。

県民等が行う取組に関する措置

県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講じます。

指導者の育成

県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進に資するため、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境に関する知識の普及、森林施業の技術指導等を行う指導者を育成するよう努めます。また、人と自然が共生した持続的な社会づくりのため、国内外の実践者・指導者の育成を進めます。

多様な主体の参加

交流の促進を図るため、協働・連携する多様な主体の参加を図ります。

取組や成果の発信

海上の森の保全及び活用のための取組や実施状況について、インターネットやネットワークにより広く普及啓発・情報発信します。

周辺施設等との連携

愛・地球博記念公園や瀬戸市が計画している記念公園などとの連携を進め、相互に補完し、関係性を深めた取組にしていきます。

(2) 体験学習の実施

単に自然に接する機会を与えるだけでなく、四季を通じて楽しみながら自然とふれあい、語り合い、考えるプログラムを提供することを念頭に、以下に示す県民参加型の体験学習を毎年50回程度実施し、定着を図ります。

森の教室（入門編）

様々な森林環境の観察から、実際の手入れ方法、さらには再生可能な資源としての視点（木材の活用・バイオマス利用など）までを総合的に体験し学習します。

森の教室（親子編）

親子で森の楽しさやおもしろさを体験し、森林について興味を持ってもらうため森の自然観察や森の素材を活かした工作等を実施します。

森の教室（技能編）

ある程度森林整備などに経験のある人を対象に、森の手入れにより森林がどのように変化したかを理解し、手入れの必要性やその進め方など専門的な技術や方法を学

びます。また、チェンソーの操作方法と実践、安全講習も行います。

遊歩施設プログラム

遊歩施設（博覧会時の里山遊歩ゾーン）を利用し、森の楽しさやおもしろさを体験し学ぶプログラムや窯の歴史館でのやきもの学習を実施します。また、遊歩施設をセルフガイドで自主的に学習できるよう、セルフガイドハンドブックを作成します。

里の教室

米づくり・野菜づくり体験、水路補修など一連の農作業体験と里山保全作業を体験し、里山再生に必要なことの基本的な学習を実施します。

里山のものづくり・里山文化講座

里山で得られるものを活用した工作、里山文化やくらしの技術などを学ぶ講座などにより、かつての里山での生活文化や再生可能な資源循環のしくみを学びます。

調査学習会・海上の森ツアー

海上の森を活用し、実際に見て触れて体感しながら、自然の仕組みや役割などのテーマを決めて学習します。

心身障害者等のための森林体験・体感プログラム

心身障害者等の人が森林とのふれあいや自然と親しめる機会をつくるとともに、現地で体験・体感できるプログラムやそれぞれの施設等でも疑似体感できるプログラムの素材を開発し、広く普及します。あわせて吉田川沿いに車椅子用の歩道や、センター本館への自動音声ガイドシステムの導入などを検討します。

（３）人材の育成

海上の森の保全と活用を県民と協働で進めるにあたり、自然学習活動、森林育成活動、里山保全活動などのプログラムの指導者やスタッフが必要です。また、海上の森で培ったノウハウを県内各地域での自然保護・里山保全・森づくりなどの活動に活かすための人材も必要です。

また、愛知万博の理念や成果を発展させるため、世界的な持続可能な社会づくりに貢献する国際的な人づくりやネットワークづくり、情報交換などにも取り組みます。

このことから、県民等の幅広い層を対象に、理解者・指導者、実践者などの人材育成を重点課題として実施します。

あいち海上の森大学（仮称）の開校

愛知万博の取組や成果を継承し発展させ、人と自然の新たな関わりを探求し、世界的に持続可能な社会の実現に向けて、世界各地での指導者を養成するため、「あいち海上の森大学（仮称）」を平成19年度に開校し、10年間開催する。

対象：アジアを中心に海外の活動家・留学生・研究生及び国内のNPO・NGO等・教育関係者・大学生等・企業人・行政担当者など

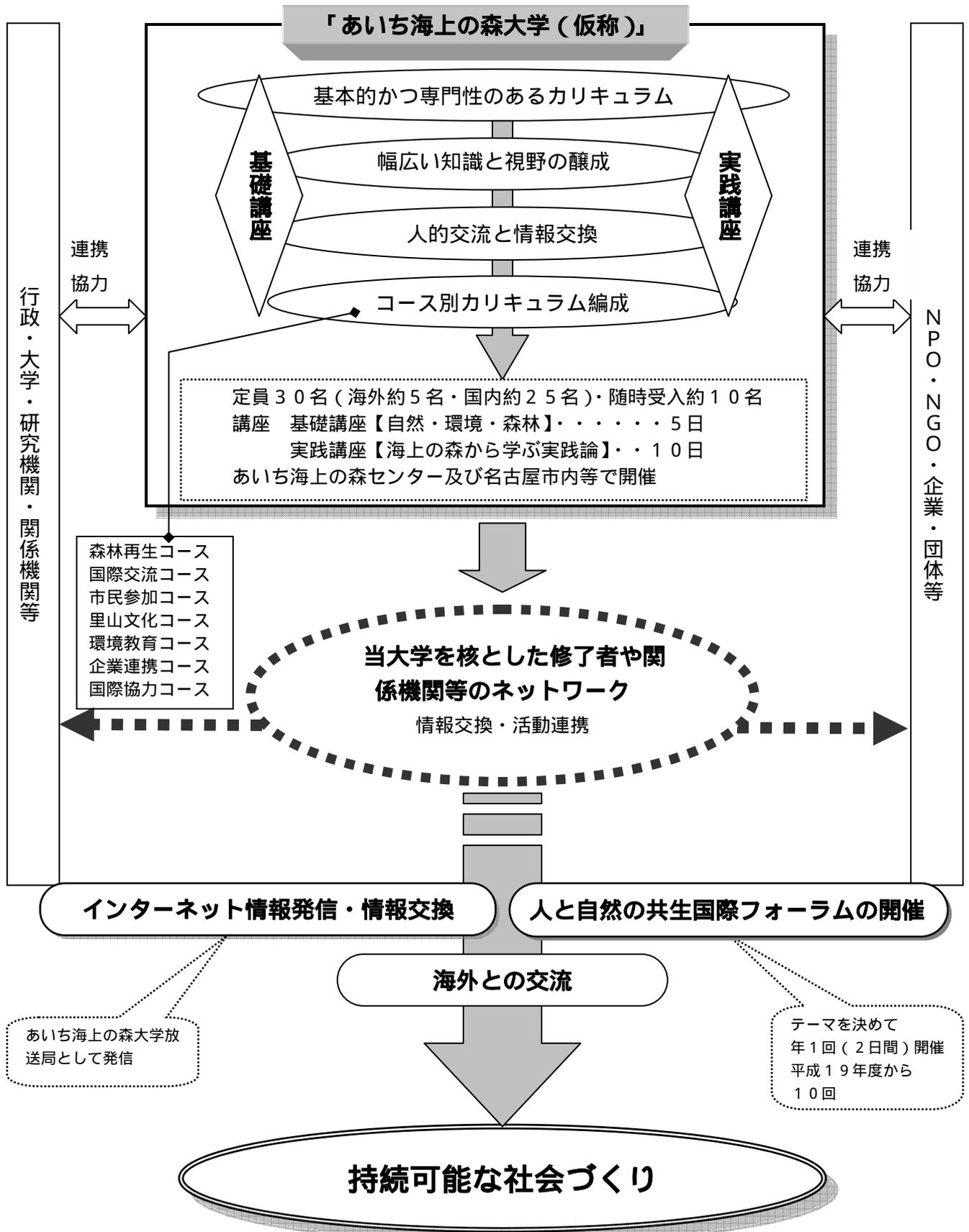
約30名 <10年間で約300人を養成>

開校：「あいち海上の森センター」始め名古屋市内の施設で実施

基礎講座とコース別の実践講座を設け、年間約15日の講義及び実技等

あいち海上の森大学（仮称）イメージ

英語名：Aichi Kaisho-Forest Learning Center for Sustainability



国際フォーラムの開催

「あいち海上の森大学（仮称）」の取組や成果の発表の場、国内外の情勢などの情報交換の場となる「人と自然の共生国際フォーラム（仮称）」を平成19年度から10年間、毎年1回開催します。

指導者養成講座

森林整備や里山保全活動などの身近な自然や森林に関連した活動を各地域で推進する指導者を養成するための基礎講座を毎年8回程度開催します。

<毎年40人規模>

森林ボランティア入門などの研修

初めての人でも森林活動のボランティアとして参加できるよう、森林ボランティア入門などの基礎的な研修を実施します。

（４）県民始め多様な主体の参加の促進

海上の森は、県民の身近な里山であり、その恩恵を受ける県民自らが参画し、自発的・主体的に多様な自然を保全活用することは、非常に重要です。

県民参加組織である「海上の森の会」を核として、多様な主体の参加を図り、初期段階では、里山保全活動や環境教育などの実施において自主的かつ主体的な参加、協力を促し、段階的に企画運営や一括実施が可能となる協働体制づくりを進めます。

また、里山保全活動は、地元海上地域に密接に関係しており、地元地域との調和を図りながら進めていきます。さらに、企業や関連施設等との連携も進めます。

このため、次の取組を進めます。

「海上の森の会」を始めとする参加主体の自主事業・活動の支援
地元海上地域の活動との調整・連携
企業や関連施設等との連携

県民の自主的にかつ積極的な参加、協力を促進するためには、海上の森の保全及び活用の必要性、県民参加による取組の重要性などの理解を深め、関心を高めることが不可欠です。

このため、協働により次の取組を進めます。

海上の森ツアーや里山文化講座等の開催

海上の森の自然環境や歴史文化等を案内

体験学習事業の充実

森づくり・調査学習会・研修など

交流会、海上の森シンポジウムなどの定期的な開催

テーマを決めて、課題を掘り下げ幅広く議論

多くの人に参加する情報交換、意見交換

3 海上の森の取組や成果の普及・情報発信

海上の森での取組については、単に海上の森の保全と活用にとどまらず、ここでの取組や成果を広く普及啓発・情報発信することで、県内始め全国の森林整備や里山再生につなげていきます。このため、次の取組を進めます。

理解の進展と普及

森づくり、里づくりなどの体験学習や展示、インターネットの活用、情報誌の発行、シンポジウムの開催などを通して、森林整備や里山に対する理解を深める取組の拡充

ネットワークづくりと情報発信・成果報告

森林や里山に関する情報交換の拡大や連携した取組を進展させるため、県内始め全国の関連施設や活動団体等との意見交換会やネットワークを構築することにより、幅広く情報の発信や成果を報告

モデル事例提供

森林整備や里山再生の具体的な実践モデルを設定・検証し、県内への普及や活動の進展につながるようなモデル事例として取りまとめ提供

4 施設の整備と運営

あいち海上の森センター（面積：約5ha）は、展示教育・参加交流・調査情報機能をもった拠点施設（公の施設）であり、センターと活動フィールドである海上の森との連携を図り、講義と実技、学習と体験などの組み合わせ、ねらいが一貫したプログラム編成、海上の森での調査結果や活動成果を展示や学習に活かすなど、施設とフィールドとの一体的な運営を図ります。

現在整備している施設以外は、基本的に設置しない方針としますが、炭焼き体験施設など現地での体験学習用施設や車歩道、案内看板、便益施設（便所・駐車場等）については必要に応じて整備していきます。

また、センターの運営については協働組織との連携を軸として、利用者のニーズに的確に対応することを最優先とし、多角的な検討を行い適正な運営に努めます。

（1）あいち海上の森センター本館（愛知万博時の瀬戸愛知県館を改修し活用）

機能：普及啓発、展示、参加交流、調査学習、情報発信

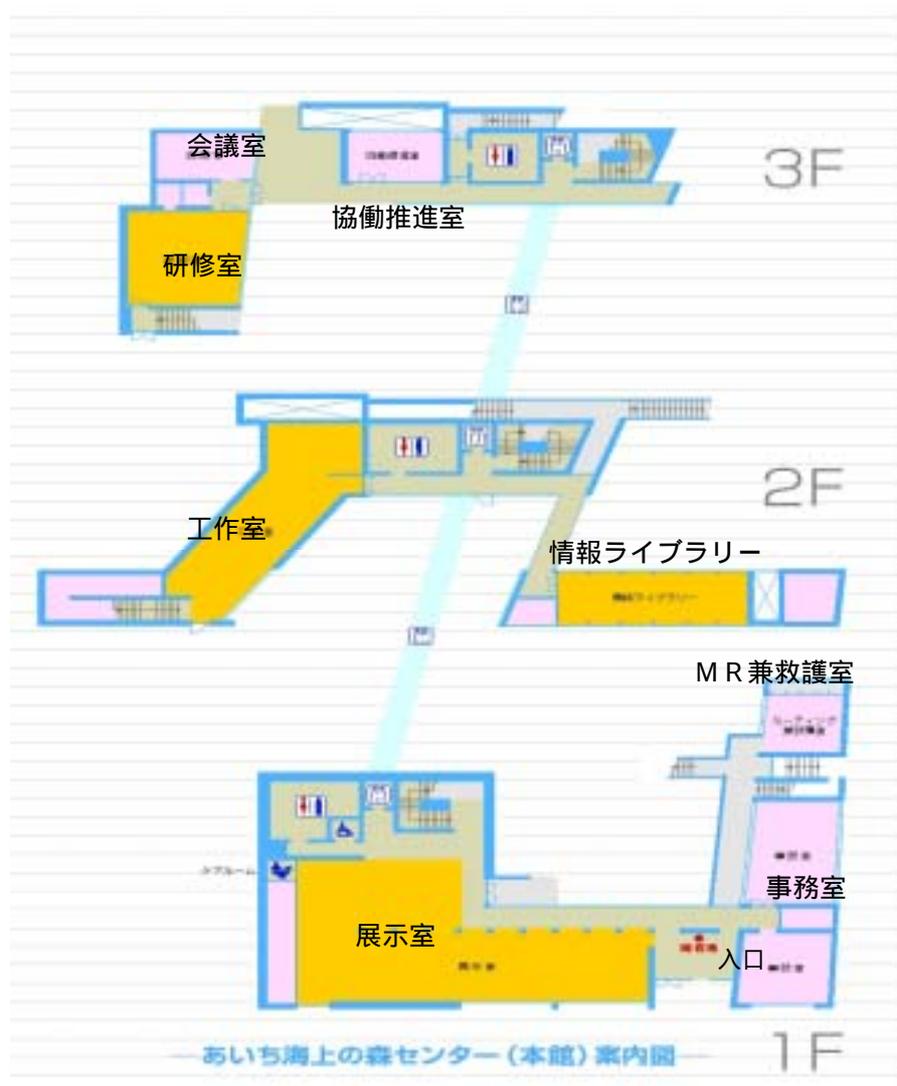
規模：約1,500m²（1,546.05m²）

施設：展示室、情報ライブラリー、工作室、研修室、会議室、協働推進室
事務室、ミーティングルーム兼救護室

あいち海上の森センター
（愛称：ムーアカデミー）
本館の外観



本館案内図



【本館の主な施設の活用】

展示室

森林のはたらきや里山についてのパネル展示、海上の森についての情報や県の取組、海上の森の会などの活動状況を展示します。

また、パソコンによる動植物検索などもできます。

展示コンセプト

- ・海上の森への誘い
- ・人と自然のかかわりを考える
- ・里山保全活動を広げる
- ・皆でつくる参加と交流の場

展示のあり方

- ・発展的・常に進化・充実した展示
- ・参加型・県民による活動や成果を展示
- ・手づくり・既成でない生きた展示

展 示 展 開

- ・海上の森・・・海上の森の紹介
（ホワイトボード情報・地形模型・衛生写真・リアルタイム映像）
- ・人と自然のかかわり・森林荒廃と復旧の歴史・里山の暮らしなど
（常設パネル）
- ・参加・交流・・・里山活動情報・持ち寄り展示・市民ギャラリー
（コルクボード・展示台・情報交流サロン）

情報ライブラリー

森林、里山、動植物、林業関係などの図鑑や資料を整備し、自由に閲覧できるスペースとします。また、全国の森林や里山の情報提供や時々地域情報、海上の森の情報なども提供します。

工作室（一般利用は有料）

木工機械を整備し、木工教室を中心に木とふれあう、親しむ、楽しむ、学ぶ場として利用します。そのほか、森や里からの材料を活用した竹細工、草木染め、リースづくり、押し花づくり、材料持ち込みの日曜大工などにも利用でき、利用者の創意工夫により広く活用できる場とします。

研修室（一般利用は有料）

体験学習などの研修を受講する場として利用するほか、部屋の貸し出しも行い、自然、森林や里山などについての勉強会、研修や打合せなどに利用できる場とします。

協働推進室

県との協働を進めるため、協働団体等の活動拠点の場として活用します。具体的には、「海上の森の会」など協働推進する団体等の事務機能や協働の打合せの場などとして、人々が集い事務処理や意見交換する場とします。

（２）遊歩施設（愛知万博時の里山遊歩ゾーンを活用）

窯の歴史館・繭玉広場・物見の丘を備え、展示・学習エリア、展示林機能をもつ施設とし、機能を発揮するための森林施業を進めるとともに、セルフガイドブック等を作成し、来場者自らが体験し学習する施設として活用します。

窯の歴史館

平安時代中期の古窯を保存、展示し、学習する施設で、自由に利用できます。崖に沿った場所に造ったため、地形改変を最小限にする懸造り構造とするなどの工夫がしてあります。

筋交いを使わない貫構造であり、床は圧縮木材を使用しています。



繭玉広場

遊歩施設の休憩所、案内所的な役割を担う施設です。山繭をモチーフとし、丸みをもった漆喰壁の木造建築物で、湾曲の集成材を使うことにより木造でありながら球形状の建物を造りました。広場・簡易エコトイレを併設しています。



物見の丘

海上の森や瀬戸の市街はもとより名古屋の街までも一望できる展望台です。階段を登るごとに、森林の縦方向の構造を観察でき、最上段からは樹木の上部が見られるなど森の観察塔として活用できます。間伐材等を使用した角材を組み合わせた面格子構造で造られています。



(3) 里山サテライト(愛称:かたりべの家)

海上の里にあった古民家をボランティア団体(海上古民家再生プロジェクト実行委員会)が解体し、部材を保存していたもので、復元のための建築にあたって、赤津瓦採取・洗浄、竹採取、木舞づくり、壁塗、土間たたきなどをボランティアが担い、県との協働で完成したものです。

現地活動施設であり、県が行う体験学習事業実施にあたって参加者への説明や解説の場所として使用します。常時は開放し、来訪者の休憩所として使用します。

里山サテライトの外観



エコトイレ

海上の森を訪れた人のためのトイレです。汚水を土壌浸透式で浄化し、再度洗浄水として循環利用する循環式エコトイレです。手洗水は雨水を利用しています。

里山サテライトと入り口駐車スペースに設置します。

(5) その他

案内板・・・海上の森を訪れた人のための案内板。あいち海上の森センター本館、里山サテライト、駐車施設の3箇所に設置しています。

駐車施設・・・海上の森を訪れた人のための駐車場。海上の森を車で訪れた人はここに駐車し、歩いて散策をするために整備しています。

歩道・管理道・・・歩道・管理道は、海上の森を訪れた人が散策に利用するほか、海上の森の維持管理、間伐等の森林育成作業や森林管理作業のために利用します。このため、適正に維持管理を行い、安全に利用できるように整備します。

標識・制札版・・・海上の森を訪れた人のための標識や注意事項を表したもので主な分岐点や要所に設置して、各施設や場所への誘導、危険箇所の表示など、案内と注意を促します。

交通アクセス・・・海上の森まで愛知環状鉄道「山口駅」、リニモ「八草駅」から徒歩しか手段がないので、徒歩でも森林や里山について学びながら楽しくあいち海上の森センターまで訪れることができる小径の整備や看板などを設置します。

木造・木質化への配慮

施設や工作物などの整備にあたり、再生可能な循環資源である木材・木質材料を活用するよう配慮します。

5 運営協議会の設置

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、「海上の森運営協議会」を設置します。

その主な協議事項は、

- ・海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- ・あいち海上の森センターの運営に関すること。
- ・その他必要と認められる事項

委員は、12人以内とし、森林や里山に関する有識者、海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者、自然学習、森林環境教育について活動している者、瀬戸市及び地元関係者から選任し、年2回程度開催します。

海上の森運営協議会開催要領

第1 目的

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、海上の森運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第2 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- 1 海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- 2 あいち海上の森センターの運営に関すること。
- 3 その他必要と認められる事項

第3 構成

- 1 協議会は、次に掲げる者の中から委員12人以内で構成し、あいち海上の森センター所長が依頼する。
 - (1) 森林及び里山の保全と活用について専門的な知識を有する者
 - (2) 海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者
 - (3) 自然学習、森林環境教育などについて活動しており、その実践的な知識を有する者
 - (4) 瀬戸市及び海上の森の地元関係者
 - (5) 県関係者
- 2 委員の任期は2年とし、補欠された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 座長

- 1 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。
- 2 座長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。
- 3 座長が協議会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 協議会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会は原則として公開する。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合又は協議会を公開することにより円滑な協議に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長が協議会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 4 協議会の開催は、施行の日から2年以内とする。
- 5 協議会の会議録及び会議資料は、5年間保存する。

第6 事務

協議会の事務は、あいち海上の森センターにおいて行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

第五章 協働・連携の推進

1 県民参加組織との協働

(1) 協働を進める県民参加組織

県は、「あいち海上の森条例(平成18年条例第5号)」、「里山学びと交流の森づくりの取組(平成15年11月)」及び本計画の趣旨に沿って、県と協働して海上の森の保全と活用を図ることを目的に設置され、広く県民が参加する組織との協働を推進します。

県は、協働を進める組織と協定を結び、互いに対等な立場で海上の森の自然や文化を守り育て、里山保全活動や交流等を進めることを目的とします。

県民が参加する組織は、広く県民が個人で参加し、交流と議論から方向を決めていくものとし、常に海上の森の保全と活用に対する方向性を模索しつつ、情報を共有し、成果を広く発信することを目指すものとし、

(2) 県と県民参加組織の役割分担

| 区 分 | 県 | 県民参加組織 |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 土地の管理 | 全面的に実施 | 実施しない |
| 海上の森全体の計画 | 保全活用計画の策定・実施 | 保全活用計画に沿った年間活動計画、活動実施計画 |
| あいち海上の森センター | 管理・運営 | 施設の一部利用 (会の運営・活動) |
| 里山サテライト | 施設管理 | 会の現地活動で活用 (一般の利用を妨げない範囲) 清掃・美化 |
| 森林・農地等 | 保全・維持管理 | 活動として保全管理 (協定に基づく範囲) |
| 活動プログラム | 県主催事業実施 普及啓発 プログラム開発 | 自主的事業実施 共催・連携事業実施 プログラム開発 |
| 人材育成 | 主体的に実施 | 会員の研修 セミナー等の開催 |
| 会の運営 | 調整会議 運営会議に参加 支援 | 総会 運営会議 アドバイザー会議 |

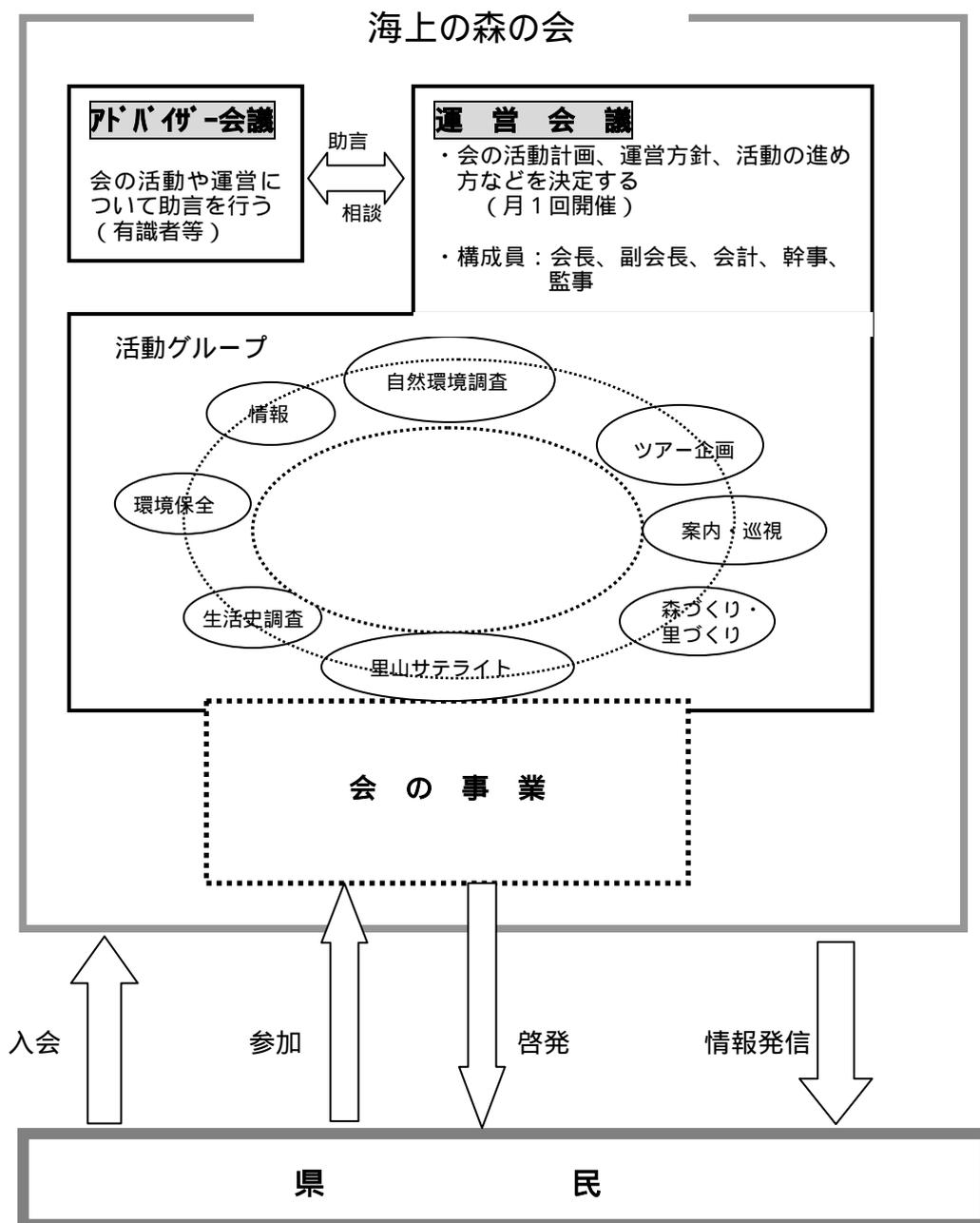
(3) 「海上の森の会」との協働

平成16年12月23日に多くの方が参加して設立総会が開催され、広く県民が参加した組織である「海上の森の会」が設立され、県は、この会と協定を締結し協働の取組をスタートさせました。今後ともこの会を核として協働を進めます。

海上の森の会の主な活動内容（今後の活動も含む）

| 活 動 | 活 動 内 容 |
|------------|---------------------------|
| 自然環境調査活動 | 生物こよみ作成、時々の自然紹介、観察発見レポート等 |
| 自然観察 | 自然観察会 |
| 環境学習 | 環境学習プログラム |
| 自然環境保全活動 | 自然環境保全管理、モニタリング等 |
| 森づくり・保全活動 | 人工林の手入れ、雑木林の維持活用 |
| 里の維持管理活動 | 竹林整備、農地の維持管理、農作業体験 |
| 歴史文化活動 | 歴史文化探訪等 |
| 里山文化活動 | 癒し、資源活用、創作等 |
| 施設の維持管理活動 | ゴミ拾い、施設等の維持美化等 |
| 巡視案内誘導等 | 海上の森の要所を巡視・来訪者への案内 |
| 会員研修活動 | 会員相互の啓発、能力向上 |
| セミナー開催 | 自然や里山を理解するセミナー |
| 里山塾の開催 | 小中学校との連携講座 |
| ネットワーク化の推進 | 森づくり・環境保全活動組織・団体との連絡・連携 |
| 交流の集いの開催 | 学習会・情報意見交換・提案 |
| 活動成果発表 | 会の活動成果発表・情報発信（HP、印刷物等） |
| シンポジウムの開催 | 一般の人も対象に広く情報発信と意見交換 |
| 会報の発行 | 年間計画、活動状況、海上の森の状況 |

海上の森の会の組織構成



(4) その他団体等との協働

海上の森の会以外で海上の森で活動する団体等とは、海上の森の会との連携・協調を図りながら、県との分野別、個別的な協働関係をつくり、全体として協働体制の充実、拡大と発展を目指していきます。

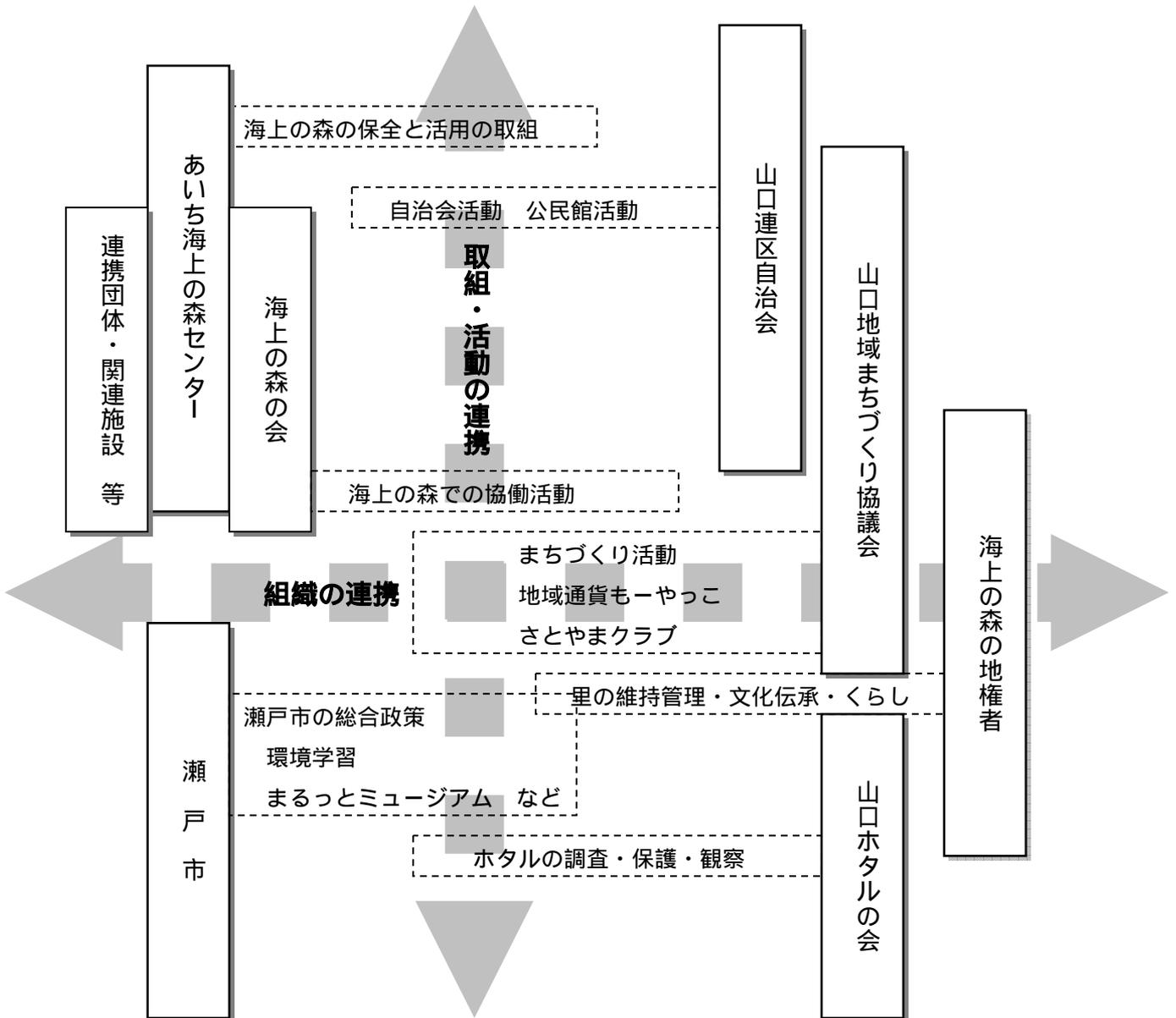
2 地域との連携

(1) 地元地域との連携

海上の森の保全と活用には、地域の理解と協力が不可欠です。海上の森の地元には、自治会始め地域の活動組織が存在しています。こうした組織との連携はもとより、地元自治体である瀬戸市との連携も欠かすことはできません。

地元自治体や地域の組織・活動と海上の森との連携を深めることは、海上の森での取組が地域に理解され、地域に定着し、地域に根ざしたものとなり、地域と共に進めていくことで、深みと幅のある取組となります。一方、自然災害やイノシシ対策など現場での迅速な対応ができる小集団の実行部隊を育成することも大切です。

地元地域との連携を強化し、一体的あるいは相乗効果が発揮できる取組を進めることによって、活動基盤を固めるとともに、近隣地域や県内外に向けてより広範囲に波及効果を高めていくことを目指します。



(2) 地域通貨を通じた連携

地域との連携を図るツールの一つとして「地域通貨による里山保全活動」が考えられます。これは、地域通貨を通して里山保全活動の推進を図ろうとするもので、海上の森を一つのケーススタディとしてその導入が考えられます。

当面は博覧会で取り組まれたエコマネーや既に取り組まれている山口地域の「地域通貨もーやっこ」との連携を図っていきます。

3 小中高等学校・大学との連携

小中学校での総合学習や自然学習の場、高等学校の社会学習や自主活動などの場、大学における現地での講義・実習や研究対象の場などとして、教育関係機関が海上の森を活用することは、これからの世代の人が身近な自然や森林の重要性を学び考える場と機会を提供するという点において非常に重要であります。

こうした教育機関との連携を積極的に進め、学習と研究の場としての機能と役割を充実していきます。

4 森林や里山に関する関連施設等との連携

県内始め全国に数多くある森林や里山に関連する施設との連携を図ることは、情報の相互交換や取組の質を高める上で非常に重要な要素であります。

さらには、全国的なネットワークを進めることで広がりのある取組となり、普及啓発効果も期待できます。

このため、県の関連施設である「環境学習プラザ」や「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」における環境学習の取組とは、役割分担や相互補完を図り、相乗効果を高めるため連携を強化するとともに、県内始め全国の関連施設や活動団体等との連携やネットワークづくりを推進し、内容的に充実した、波及効果の高い取組につなげていきます。

5 企業等多様な主体との連携

(1) 企業等との連携の必要性

企業等との連携の必要性については次のような視点で考えていきます。

海上の森の保全と活用について幅広い参加、支援、協力を推進する。

企業等の参加により、活動や取組の層の拡大・普及効果の増大を図る。

企業等の社会貢献活動（CSR）の場を提供することによりその進展を促す。

また、企業等が連携するメリットとしては次のことが挙げられます。

| | |
|-------------|---|
| 企業が連携するメリット | <p>海上の森での取組は、自然環境保全や人と自然が共生する社会づくりへの貢献などの側面があり、企業のCSRの取組として情報発信ができます。</p> <p>海上の森での取組は、愛知万博の理念や成果を継承するものとして企業のイメージ向上にも役立ちます。</p> <p>社員や家族の皆さんの憩いの場、学習の場、レクリエーションの場として活用できます。</p> <p>その他、森林整備や里山保全活動などの場が確保できます。</p> |
|-------------|---|

林野庁が設置した「企業の森林整備活動に関する検討会」が、平成18年6月に発表した「企業の森林整備・保全活動の促進について」で、そのあり方の基本的な考え方を次のように述べています。

| |
|---|
| <p>第3 企業の森林整備・保全活動の促進のあり方</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>企業の森づくり活動については、次の点を十分認識し、促進していくことが重要である。</p> <p>CSR活動は、本来、企業の自主性、主体性が最大限に発揮される分野であり、民間の自主的かつ多様な取組によって進められるべきものである。したがって、森づくり活動についても、自主的かつ多様なアプローチで進められることが重要であること。</p> <p>また、企業の森づくり活動への新規参入を促し、継続性を持たせるためには、企業がステークホルダーに対して森づくり活動に参加する意義を説明し理解を得ることや、地域の活性化に配慮しつつ、地域と連携していくことが重要であること。</p> <p>さらに、樹木の成長は数十年～数百年に及び、森づくりが長期間にわたる営みであることを踏まえ、企業、NPO、森林所有者、地域の関係者などの意向やビジョンを反映して意識の共有を図ることが、活動を活発にし、子ども達や団塊の世代など幅広い国民の参加を促し、かつ継続性を持たせるうえで重要であること。</p> |
|---|

(2) 企業等との連携方法

企業等との連携については、様々な方式が考えられますが、当面は次の方法により連携を進めていきます。なお、具体的な方策については、「海上の森企業連携検討会」において検討します。

企業等が一定の区域で自ら森林保全活動などの活動を行う。

企業等主催（県共催又は後援もありうる。）の保全活動イベントや森林学習講座などを開催する。

県が行う事業への共催や人的支援を行う。

企業等から県や海上の森の会が行う活動に対する助成を行う。

第六章 計画の進行管理

1 計画の実行

計画期間内の実行計画については別紙のとおりです。

実行にあたっては、年度の始まる前までにそれぞれの事業や取組の実施に向けた内容を検討整理し、計画的な実行に努めます。

2 計画の進行管理

計画的な確かな推進を図るため、年度別の実施計画及び進捗状況などについて、海上の森運営協議会等の意見を聞き、計画の進行状況を管理していきます。

3 取組の実施状況の周知

この計画に基づく取組の実施状況について検証するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表し、県民への周知を図ります。

海上の森保全活用計画 実行計画

| 事業展開項目 | | 内容(全体計画) | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|--------------|---------------------------------------|-----------------|-----|--------|----------|-----|---------|-----|--------|--------------|----------|
| 愛知万博記念の森としての保全 | 自然環境の保全 | 湿地・森林鳥類生息状況調査 | 湿地 | 湿地 | 森林 | 森林 | 鳥類・外来種 | 湿地 | 湿地 | 森林 | 森林 | 鳥類・外来種 | | |
| | | 希少動植物の調査 | | | | | | | | | | | | |
| | | 専門家意見聴取・情報の収集・発信 | → | | | | | | | | | | | |
| | 森林の整備 | 人工林の整備(間伐対象100ha) | 間伐 | 毎年3~4ha実施 | | | | | | | | | <期間中に35ha実施> | |
| | | “百年の森”への誘導(約70ha) | | 高齢級間伐 | 木材の有効活用 | | | | | | | | | |
| | | 針広混交林 | 除伐・間伐等 | → | | | | | | | | | | |
| | | 草地・竹林 | 草地測量 | | | | | | | 草地・竹林管理 | | | | |
| | 農地の整備 | 作業体験農地(毎年3~5千m2) | 耕地管理 | 現在年3千m2実施 | | | | 目標 年5千m2 | | | | | | |
| | | 里山環境として保全する農地 | 保全管理 | 農地として適正な維持管理(耕耘・水路整備・畦道整備・草刈り・ため池整備等) | | | | | | | | | | |
| | 森林や里山の学習と交流の拠点づくり | 体験学習の実施 | 森の教室 毎年10回程度 | → | | | | | | | | | | |
| 里の教室 毎年8回程度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 里山のものづくり 毎年4回程度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査学習会 毎年7回程度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上の森ツアー 毎年4回程度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 遊歩施設プログラム 毎年10回程度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 心身障害者のための森林体験プログラム | | | 開発 | | | | | | | | | | | プログラムの実施 |
| 人材の育成 | | あいち海上の森大学 毎年15日・30人 | 検討会議 | 開校 | <10か年継続 300人育成> | | | | | | | | | |
| | | 国際フォーラム 毎年1回 | | | | | | | | | | | | |
| | | 指導者養成講座 毎年8回・40人 | | | | | | | | | | | <延べ400人> | |
| | 森林ボランティア研修等 | | | | | | | | | | | | | |
| 普及・情報発信 | シンポジウム・意見交換会等 | → | | | | | | | | | | | | |
| | モデル事例提供・ネットワーク形成 | → | | | | | | | | | | | | |
| 施設整備と運営 | 里山の小径・炭焼き体験学習用施設 | | 里山の小径 | 炭焼施設(協働による整備) | | | | | | | | | | |
| | 案内看板、トイレ、駐車場等 | 必要に応じ | → | | | | | | | | | | | |
| 協働・連携の推進 | 海上の森の会 | 毎月調整会議 | → | | | | | | | | | | | |
| | その他の団体等 | 調整会議等 | | | | | | | | | | | | |
| | 地元地域 | 調整会議等 | | | | | | | | | | | | |
| | 小中高校・大学 | 情報提供等 | | | | | | | | | | | | |
| | 関連施設等 | 情報交換等 | | | | | | | | | | | | |
| | 企業等 | 検討会 | | | | | | | | | | | | |

参考資料

- 1 あいち海上の森条例
- 2 これまでの検討経過とその内容

あ い ち 海 上 の 森 条 例

平成18年3月28日 条例第5号

あいち海上の森条例をここに公布する。

あいち海上の森条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 保全活用計画等（第七条 第十二条）

第三章 あいち海上の森センター（第十三条 第二十一条）

附則

瀬戸市の南東部に位置する海上の森は、都市の近郊にありながら、豊かな森林と農地、水辺地等があつて、様々な野生動植物が生息し、生育する多様な自然環境を有している。海上の森は、人々の営みと深くかかわる中でその姿を変え、かつて焼物の製造のための薪の採取などにより、その一部が樹木の乏しい荒廃地となつたこともあるが、多くの先人の努力と自然の力によりその緑が回復された歴史を持つ。

海上の森の一部は、二千五年、「自然の叡智^{えい}」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となつた。愛知万博は、幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、たくさんの人々が世界の様々な文化と触れ合い、世界の人々と友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残した。

そうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組みを学ぶ場となり、人と自然とが共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となつた。私たちは、海上の森を見るとき、私たちの身近に自然との触れ合いの場があることの大切さを改めて認識することとなつた。

私たちは、愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全するとともに、県民が自然と触れ合い、交流する場として、また、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用し、人と自然とが共生する社会の実現に資するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、海上の森の保全及び活用について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、海上の森の保全及び活用のための取組の基本となる事項並びにあいち海上の森センターの設置及び管理に関する事項を定めることにより、海上の森の適正な保全及び活用を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「海上の森」とは、瀬戸市海上町及びその周辺の地域の森林、農地、水辺地等の区域であつて、知事が指定する区域をいう。

（基本理念）

第三条 海上の森は、その森林、農地、水辺地等における多様な自然環境がその地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されなければならない。

2 海上の森は、県民が、自然との触れ合いを通じて、自然の仕組み及び人と自然との関係についての理解を深める場として活用が図られなければならない。

3 海上の森の保全及び活用のための取組は、県及び当該取組を自主的に行う県民、県民の組織する団体等（以下「県民等」という。）が協働して行うものとする。

4 海上の森の活用のための取組は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進及び森林整備の推進に資するものとして行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、海上の森の保全及び活用のための取組を行う責務を有する。

（県民の役割）

第五条 県民は、第三条に定める基本理念にのっとり行われる海上の森の保全及び活用のための取組について理解を深めるとともに、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境が適正に保全されるよう努めるものとする。

（海上の森を訪れる者の責務）

第六条 海上の森を訪れる者は、野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をしないようにする等海上の森の自然環境の保全に努めるとともに、地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

第二章 保全活用計画等

（保全活用計画）

第七条 知事は、海上の森の適正な保全及び活用を図るため、海上の森の保全及び活用のための取組に関する計画（以下「保全活用計画」という。）を定めなければならない。

2 保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海上の森の自然環境の特質、土地利用の状況等の自然的社会的条件、これらの条件に応じた地域の区分その他海上の森の保全及び活用のための取組に関する基本的な事項
- 二 前号の地域ごとの保全及び活用のための取組の内容
- 三 海上の森の保全及び活用のための取組を自主的に行う県民等との協働に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、海上の森の保全及び活用のための取組に関し必要な事項

3 知事は、保全活用計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、保全活用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、保全活用計画の変更について準用する。

（自然学習の機会の提供等）

第八条 県は、県民が海上の森において円滑かつ効果的に自然と触れ合うことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民等が行う取組に関する措置）

第九条 県は、県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（指導者の育成）

第十条 県は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進に資するため、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境に関する知識の普及、森林施業の技術指導等を行う指導者を育成するよう努めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第十一条 県は、海上の森において貴重な野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするときその他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認めるときは、自然環境に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(取組の実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、海上の森の保全及び活用のための取組の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三章 あいち海上の森センター

(設置)

第十三条 海上の森の適正な保全及び活用を図るため、あいち海上の森センター(以下「センター」という。)を瀬戸市に設置する。

(業務)

第十四条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- 一 海上の森の活用のための取組を行うこと。
- 二 海上の森に関する情報を収集し、及び提供すること。
- 三 海上の森に関する資料を展示すること。
- 四 工作室、研修室及び遊歩施設を利用させること。

(職員)

第十五条 センターに、所長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第十六条 センターの工作室又は研修室を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

- 2 所長は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用料)

第十七条 前条第一項の許可を受けた者からは、[別表](#)に定める額の使用料を徴収する。

- 2 使用料は、当該施設の利用開始日までににおいて知事が指定する日までに、納付しなければならない。

- 3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第十九条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が所長の承認を受けて利用を中止したとき。

- 4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞

金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(利用者の義務)

第十八条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第十九条 所長は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(規則への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第二十一条 詐欺その他不正の行為により、第十七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

- 一 第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者
 - 二 第十九条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者
 - 三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者
- 3 第十八条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千元以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三章及び別表の規定は、規則で定める日から施行する。

別表(第十七条関係)

| 使用料の名称 | 単位 | 使用料の額(単位円) |
|--------|----|------------|
| 工作室使用料 | 午前 | 四、九〇〇 |
| | 午後 | 六、五〇〇 |
| 研修室使用料 | 午前 | 三、〇〇〇 |
| | 午後 | 四、〇〇〇 |

備考 この表において、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までをいう。

これまでの検討経過とその内容

1 これまでの検討会

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 検討会 | 里山学びと交流の森検討会 | 海上の森・県民参加の組織づくり準備会合 | 海上の森保全活用計画検討委員会 |
| 開催年度 | 平成13年度～15年度 | 平成15年度～16年度 | 平成16年度 |
| ねらい | 海上の森の保全と活用の全般 (万博検討会議の後継組織の一つ) | 県民との協働を進めるための仕組みづくり | 自然保全関係を補強し、県民意見の反映 |
| 委員 | 木村光伸 名古屋学院大学教授(座長) 鈴木敏明 海上の自然と歴史を守る会 大竹 勝 愛知県自然観察指導員連絡協議 会会長 加藤倫教 日本野鳥の会愛知県支部事務局長 馬宮孝好 国営瀬戸海上の森里山公園構想 を進める連絡会 加藤裕重 赤津窠元まわしの会代表 出口なほ子 山口地域まちづくり協議会 賀来宏和 グリーンダイナミクス代表取締役 津田美知子 生活環境デザイン室主宰 波田善夫 岡山理科大学教授 林 進 岐阜大学教授 | 木村光伸 名古屋学院大学教授(座長) 鈴木敏明 海上町地権者の会 大竹 勝 犬山市環境審議会副会長 加藤倫教 日本野鳥の会愛知県支部副支部長 馬宮孝好 国営瀬戸海上の森里山公園構想を 進める連絡会 伊藤良吉 愛知県文化財保護審議会委員 千頭 聡 日本福祉大学助教授 水野一男 有限会社木文化研究所代表 山田治義 山口地域まちづくり連絡協議会 会長 井上 勝 瀬戸市環境経済部次長兼環境課長 <鈴木節男(第1回、第2回)> | 佐藤正孝 名古屋女子大学名誉教授(座長) 木村光伸 名古屋学院大学教授 芹沢俊介 愛知教育大学教授 大竹 勝 犬山市環境審議会副会長 加藤倫教 日本野鳥の会愛知県支部副支部長 篠田陽作 ネイチャークラブ東海代表 |
| 開催状況 | 第1回 平成13年11月15日 第2回 平成13年12月20日 第3回 平成14年 2月12日 第4回 平成14年 5月29日 第5回 平成14年 8月21日 第6回 平成14年12月17日 第7回 平成15年 6月20日 第8回 平成15年 8月13日 | 第1回 平成15年12月19日 第2回 平成16年 2月23日 第3回 平成16年 6月 3日 第4回 平成16年 8月19日 | 第1回 平成16年 9月 9日 第2回 平成16年12月22日 第3回 平成17年 3月 9日 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">H16.10.1～H16.10.31 パブリックコメント実施 「海上の森の保全活用計画、具体的 方策について」</div> |
| 報告書 | 里山学びと交流の森づくりの基本的方向 (平成15年8月13日) | 海上の森・県民参加の組織づくりに向けて (平成16年8月19日) | 海上の森の保全の方向・具体的方策につ いて(平成17年3月9日) |
| 結果の 反映 | 報告を踏まえ県として「里山学びと交流 の森づくりの取組」を策定し公表(平成 15年11月21日) | 県と協働する組織として「海上の森の会」 設立 (平成16年12月23日) | あいち海上の森条例の制定 自然環境保全地域の指定 |

2 里山学びと交流の森検討会

平成 13 年 10 月から地元関係者、自然保護関係者、有識者等により海上の森の保全と活用について検討し、都合 8 回の検討会により、平成 15 年 8 月にその検討結果として「里山学びと交流の森検討会報告書」がまとめられました。

【里山学びと交流の森検討会報告書の概要】

「里山学びと交流の森づくりの基本的方向」の概要

1 はじめに

愛知県は、平成 12 年 8 月に「里山学びと交流の森づくり」の基本方針を発表し、海上の森の保全と活用については、人と自然の豊かな関係づくりをめざす愛知万博の取組を継承し、ここを訪れる人々が自然の営みへの関心や理解を深めるとともに、心の豊かさや楽しみを育む場をめざすこととした。

この検討会においては、里山としての「海上の森」の位置づけ、持続的な里山維持のための里山学びと交流の森づくりのくらしの再生・復元の可能性、森林保全のあり方などを中心に議論した。

さらに、里山一般としてではなく、「海上の森」としての特徴をどのように生かし、保全と学習の場を確保するかなど、引き続き検討すべき課題は多い。

これらは、今後の活動組織が、具体的にしかも持続的に実践の中で明確化すべき問題であり、その観点からも早急に地元を中心に、広範な活動者が参加できる里山保全実践組織を立ち上げるべき時が来ている。

今後、この基本的方向をベースとして、さらに実践活動・交流・学習などの積み重ねを経て、多くの皆さんに愛され・親しまれる「海上の森」となるよう、愛知県及び地元自治体の積極的な施策が求められるところである。

2 「里山学びと交流の森づくり」の理念と基本的な取組の方向

【理 念】

里山学びと交流の森づくりは、県及び県民自らが、海上の森の特性を活かし、博覧会の成果と取組を継承しつつ、この地の自然、先人の知恵、古からの技術、地域の生活術から学び、幅広い多様な人々が、自ら様々な活動や勤労を通して学習し参加交流する新しい県民活動の場を提供する。その試みは、海上地区の生活・文化・自然を歴史的に検証・維持すると同時に海上の森ならではの里山文化を新たに創りあげ、豊かさが実感できる人間性の回復と、循環型社会の形成の糸口を探り、この取組や成果を発信する活動拠点を目指すものとする。

【基本的な取組の方向】

農地・集落を中心とした里の地区とその周辺を取り巻く森林の一体とした環境を適切に保全整備し、愛知万博の成果や取組を継承しつつ活用を図る。

ここを訪れる人が、海上の森とのふれあいや体験学習活動、農作業体験活動、地元の人や地域文化との交流やふれあい活動を通して、里山の保全や森林との関わりへの理解を深め、心の豊かさや楽しみを育む場とする。

幅広い層の人が、参加・交流・学習する県民主体の活動の場とする。

海上の森を次のゾーンに区分し、その特性に沿った保全と活用を図るものとする。

ゾーンとその区域

| ゾーン名(仮称) | 区 域 | ゾーンの特徵 |
|------------|--------------------|---------------|
| 施設ゾーン | 拠点施設・ゲート施設一帯 | 拠点・ゲート・管理 |
| ふれあいの里ゾーン | 集落・農地を中心とした区域 | 里山保全活動・農作業体験 |
| 生態系保護ゾーン | 屋戸川・寺山川流域及びその北部の区域 | 動植物の生息・生育環境保護 |
| 恵みの森ゾーン | 北側一帯の広葉樹林を主体とした区域 | 多様な森林との関わり |
| 循環の森ゾーン | 人工林を中心とした区域 | 森林資源の育成と活用 |
| 野鳥・古窯の森ゾーン | 吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域 | 観察・散策・学習 |

3 博覧会開催までの取組

森の地区、里の地区の整備

森の地区は、人工林の手入れや竹林の整備などを進める。また、里の地区は、里山での農作業体験などが進められるよう、休耕田の維持管理や水路補修などを行う。

施設の整備

里山学びと交流の森拠点施設（博覧会開催時は県出展施設）、ゲート施設（里山遊歩ゾーン）、古窯展示保存施設を整備する。また、遊歩道、休憩所、案内板等を整備する。

県民参加のシステムづくり

県民主体による里山学びと交流の森づくりを進めるため、県民が自主的に参加する「里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」を設置し、県民参加システムを構築する。

4 博覧会開催時の活用

県、自主的な活動体及び「里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」との連携により、人と自然の関わりを探求する様々な活動プログラムを展開する。

森の地区・・・森林環境教育学習・森づくり活動・自然観察活動・生態系保全活動など

里の地区・・・農作業体験・里山保全活動・歴史や文化の探訪活動など

5 博覧会後の取組

恒久施設の整備

里山学びと交流の森の拠点施設は、展示教育・参加交流・調査情報機能をもった施設とする。

その施設規模は、1,500㎡程度とし、多目的ロビー・展示室・研修室・工作室・情報ライブラリーなどを備えたものとする。

ゲート施設は、駐車場・案内所・展望台などを備えた施設とする。古窯展示保存施設も活用する。

里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」が、森林環境教育学習・森づくり・自然観察・農作業体験などの活動や、拠点施設等の一部運営の一翼を担うよう、その取組を強化するとともに、県との役割分担を明確にし、連携・協働を図るため、この会の組織強化並びに県と一体となった管理運営体制づくりを推進するものとする。

里山をキーワードとした循環型社会の構築や自然環境と調和した新しいライフスタイルを探る取組を拡げていくことを目指す。

社会教育や学校教育における環境教育や自然学習などのフィールドとして活用し、自然と共生していくことの豊かさを実感する感性のある人間性の回復をめざす取組を進めていく。

海上の森を核とした幅広い活動を、地域社会への影響を高める取組とすることにより、社会システムそのものへの波及を追求する。

長期的整備の観点から、里山の保全、生物多様性の保全、自然環境の保全、山地災害の防止、森林の育成整備などの取組を進める。

3 県が公表した「里山学びと交流の森づくりの取組」

県は、海上の森の保全と活用を図るため、里山学びと交流の森検討会の報告を踏まえ、平成15年11月21日に取組の基本的方向である「里山学びと交流の森づくりの取組」を公表しました。

【海上の森の保全と活用を図る「里山学びと交流の森づくりの取組」の概要】

| 海上の森の保全と活用を図る 「里山学びと交流の森づくり」の取組の概要 |
|--|
| <p style="text-align: center;">「里山学びと交流の森づくり」の基本的な取組の方向</p> <p>里山学びと交流の森づくりは、海上の森の特性を活かし、博覧会の成果と取組を継承しつつ、この地の自然、先人の知恵、古からの技術、地域生活術から学び、幅広い多様な人々が、自ら様々な活動や勤労を通して学習し、参加交流する新しい県民活動の場を提供する。</p> |
| <p style="text-align: center;">里山学びと交流の森の設置</p> <p>海上の森は、都市近郊にあって、多様な自然環境を有するとともに、古くからの生活や文化が生きているところであり、自然とのふれあい、森林の体験、生活文化の学習などが実践できる「<u>貴重な県民の里山</u>」と位置づけ、人と自然との関わりを探究し、心の豊かさや楽しみを育む場として、海上の森ならではの新たな里山文化の拠点とすることを目的とする。</p> <p>このため、広く県民が自然学習活動・森林育成活動・里山保全活動などの幅広い活動と学習ができる<「里山学びと交流の森」>として保全・活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然、里山、森林との関わりを探究と活動の場としてのモデルづくり 環境教育・森林学習等の推進とその拠点づくり 循環型社会形成の糸口づくり |
| <p style="text-align: center;">自然環境保全のための法的な位置づけ</p> <p>生態系保護ゾーンにおいて、特に自然環境の保全を要する区域については、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づく、<u>県の「自然環境保全地域」</u>の指定に向けて検討する。</p> |
| <p style="text-align: center;">県民参加のシステムづくり</p> <p>県民主体による森づくり・里づくりを進めるため、海上の森の運営に携わる県民参加の「里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」の設置を図る。</p> <p>このため、平成15年度に会の枠組みや活動の進め方などを検討する準備会合を設ける。</p> |
| <p style="text-align: center;">博覧会開催時の活用</p> <p>県、自主的な活動体及び「里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」との連携により、人と自然の関わりを探究する様々な活動プログラムを展開する。</p> <p>森の地区・・・森林環境教育学習・森づくり活動・自然観察活動・生態系保全活動など 里の地区・・・農作業体験・里山保全活動・歴史や文化の探訪活動など</p> |
| <p style="text-align: center;">所管部局</p> <p>平成16年度以降、「<u>農林水産部</u>」が所管するものとする。</p> |

4 海上の森・県民参加の組織づくり準備会合

里山学びと交流の森検討会の報告書に謳われている「県民参加のシステムづくり・県民主体による里山学びと交流の森づくりを進めるため、県民が自主的に参加する「里山学びと交流の森づくりの会（仮称）」を設置し、県民参加システムを構築する。」を実現するため、具体的な組織づくりのために必要な事項を検討し、設立に向けた道筋をつけるため、平成15年12月から4回にわたり「海上の森・県民参加の組織づくり準備会合」が開催され、平成16年8月19日に報告書がまとめられました。

【海上の森・県民参加の組織づくり準備会合報告書の概要】

「海上の森・県民参加の組織づくりに向けて」

海上の森・県民参加の組織づくりの意義、目的

県と県民参加組織の協働で、海上の森の自然や文化を守り、育てる。
多くの人々が主体的、自主的に関われる参加システムをつくる。

海上の森・県民参加の組織「海上の森の会（仮称）」の役割

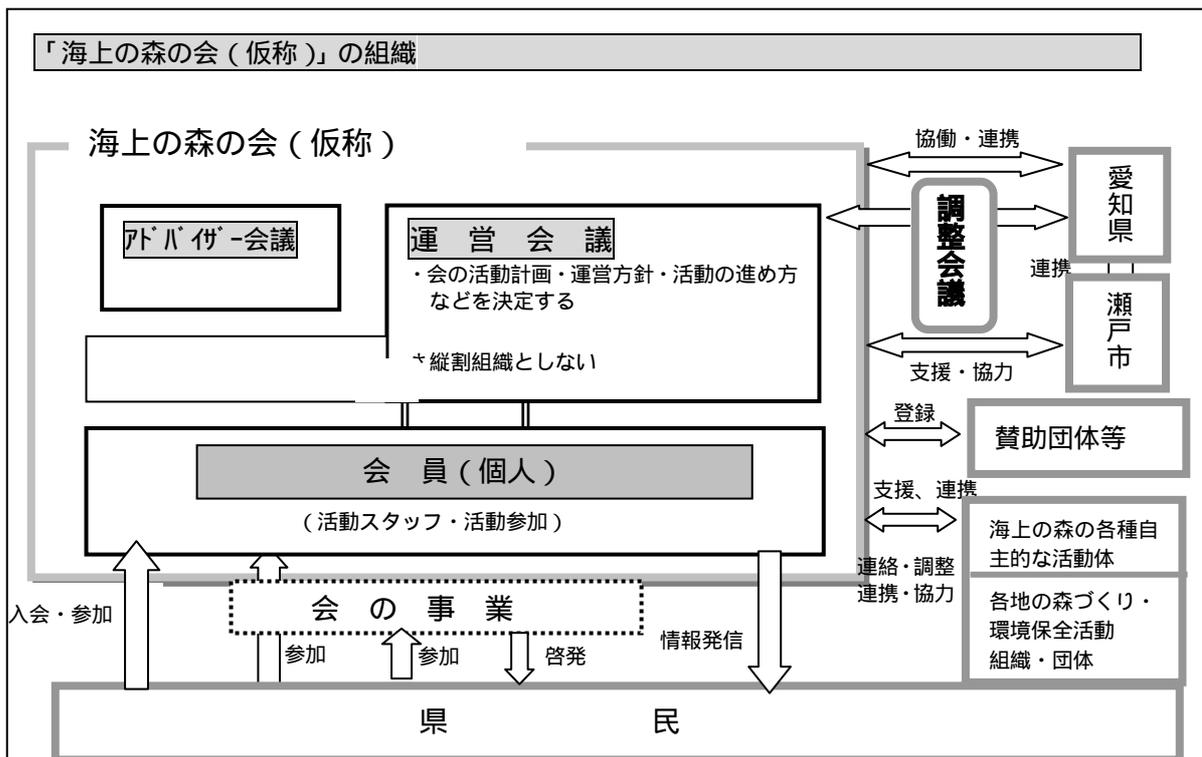
様々な立場の人々が交流し、一つの方向性を模索し共に発展する。
「海上の森」で活動する仲間たちの情報集積の場となり、かつ情報発信の場となる。
多くの人々が参加でき、成果を広く発信する、開かれた組織を目指す。

「海上の森の会（仮称）」の活動

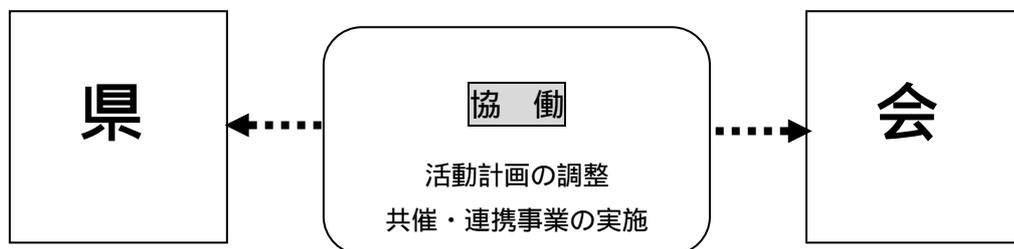
活動や体験をとおして人と自然の関わりのあり方を探求
海上の森ならではの里山文化の創生
海上の森の自然環境とりわけ生物多様性の保全の取組

[活動内容]

- ・ 自然環境調査、自然観察、環境学習、自然環境保全活動、森づくり活動等
- ・ 里の維持管理活動、歴史文化活動、新たな里山文化活動等
- ・ 施設等の維持管理活動（清掃、美化等） 巡視案内誘導等



県と「海上の森の会（仮称）」の役割分担と関係



役割分担

| 区分 | 県 | 海上の森の会（仮称） |
|-----------|----------------------------|----------------------------------|
| 土地の管理 | 全面的に実施 | 実施しない |
| 海上の森全体の計画 | 保全活用計画 | 保全活用計画に沿った年間活動計画、活動実施計画 |
| 拠点施設 | 管理・運営 | 施設の一部利用（会の運営・活動） |
| 里山サテライト | 施設管理 | 会の現地活動で活用（一般の利用を妨げない範囲） 清掃・美化 |
| 森林・農地等 | 主体的に保全管理 | 活動として保全管理（協定に基づく範囲） |
| 活動プログラム | 県主催事業実施 普及啓発 プログラム開発 | 自主的事業実施 共催・連携事業実施 プログラム開発 |

県と会との関係

県と会は、基本協定を締結する。(協働組織の位置付け)

- ・海上の森の自然と文化を守り育てていく協働組織(パートナー)として位置付ける。
- ・役割分担について明確にする。

県と会は、活動計画作成、活動実施にあたり調整をする。

年間活動計画の調整事項

- ・実施場所、実施内容、実施方法、実施規模等

活動実施の調整

- ・県事業等との調整、共催・連携事業の実施

県は、会の活動について、予算の範囲内で必要な支援を行う。

- ・情報提供、資材の貸与、連携事業等

5 海上の森保全活用計画検討委員会

平成18年度の条例制定に向けて、これまでの検討結果を踏まえ、さらに自然環境及びその保全関係を更に補強するとともに、県民意見を反映するため、海上の森保全活用検討委員会を平成16年度に設置し、3回の開催とパブリックコメントを経て、平成17年3月9日に報告書がまとめられました。

【海上の森保全活用計画検討委員会報告書の概要】

【海上の森の保全の方向・具体的方策についての概要】

現状と課題

現状

- ・都市近郊
- ・広くまとまった森林と農地、水辺等
- ・多様で身近な自然環境を有する
- 【里山学びと交流の森づくりの取組
(H15.11公表)】
- ・博覧会の成果と取組を継承
- ・様々な活動を通して学習・参加交流
- ・6ゾーンに区分、その特性に沿う保全活用

課題

- 生態系保護ゾーンとそれ以外の自然環境の保全
- 自然遷移
- 外来種
- 踏み荒らし等
- 野生動植物の捕獲、採取
- 里山環境の維持
- 利用の頻度

基本的考え方

ゾーンごとの区分は生かしつつ、きめの細かい計画をたて、長期的な視点に立った取組を進める。
 県民の理解と関心を得ながら、県民と協働して取組を進める。
 規制的手法に頼らず、県民の自主的かつ積極的な参加を促進し、保全に導いていく。

保全活用計画の策定に当たり留意すべき事項

現況等の事前把握

- ・事前に植生や地形など、自然環境の状況を調査したうえで、計画を立てる。
- ・自然の成り立ち、現状の把握、将来の目標を考えて保全策等を検討する。

県民等の意見聴取

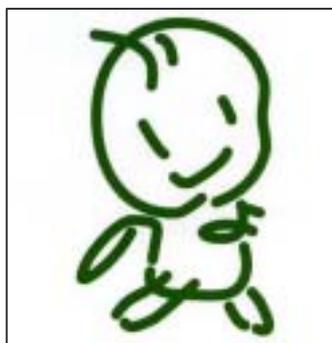
- ・専門家の意見を聴く。
- ・県民の意見を反映させるようにする。

希少種等の保全

- ・県自然環境保全地域における保全計画と整合したものとする。
- ・希少野生動植物の状況の把握に努め、必要な配慮を行なう。
- ・種の保護に際しては、その生息、生育環境の一体的保護、回復・再生を図ることが必要。
- ・外来種の放逐や移植などは、禁止にする。

里山保全活動

- ・里山の景観や自然環境の維持のために、適切な保全管理をする。
- ・里山保全活動等を実施する場合は、自然環境への負荷を最小限にとどめるようにする。



海上の森のマスコットキャラクターです。

海上の森保全活用計画

平成19年 3月

農林水産部農林基盤担当局森林保全課

TEL 052-954-6453

あいち海上の森センター

愛知県瀬戸市吉野町 304-1

TEL 0561-86-0606

FAX 0561-85-1841

<http://www.pref.aichi.jp/kaisho/>